障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和８年３月

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目　　次

１　地域生活支援事業等について

（１）令和８年度予算（案）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　ア　令和８年度予算(案)の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　イ　重層的支援体制整備事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（２）地域生活支援事業費等補助金の執行について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　ア　地域生活支援事業に係る執行について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　イ　地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係　・・・・・・・・・・・・・・・　２

　ウ　地域生活支援事業等の交付対象について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　エ　既存事業の定期的な見直しについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

（３）地域生活支援事業の実施における留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

　ア　必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組　・・・・・・・・・・・・・　３

　イ　サービス提供に際しての障害特性に応じた配慮　・・・・・・・・・・・・・・・　３

　ウ　地域生活支援事業における利用者負担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

　エ　移動支援事業の実施について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

　オ　地域活動支援センターの実施について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（４）障害者等の理解促進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

２　情報・意思疎通支援について

（１）　意思疎通支援事業等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　ア　手話に関する施策の推進に関する法律について　・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　イ　意思疎通支援者の養成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　ウ　意思疎通支援者の派遣　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

　エ　手話通訳者・要約筆記者の養成及び派遣　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

　オ　遠隔による手話通訳等の適切な実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

カ　盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
キ　失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
ク　意思疎通支援者のスキルアップ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
ケ　代筆・代読支援者の養成及び派遣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
コ　その他、意思疎通支援に関する留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

（２）障害者ICTサポート総合推進事業について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３

（３）視聴覚障害者情報提供施設について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

（４）読書バリアフリー法に基づく各種施策の推進について ・・・・・・・・・・・ １４
ア　読書バリアフリー法の計画策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
イ　地域における読書バリアフリー体制強化事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
ウ　サピエ図書館の周知、広報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

（５）電話リレーサービスの周知広報等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

（６）「Net119緊急通報システム」等の周知について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

（７）災害時における視聴覚障害者等支援について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

３　障害者の芸術文化活動について
（１）障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画（第２期）について ・ １８

（２）障害者芸術文化活動普及支援事業について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８

（３）障害者芸術・文化祭について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

４　身体障害者補助犬について
（１）制度の理解促進、普及啓発について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０

（２）身体障害者補助犬育成促進事業の活用について　・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

（３）海外から来日する補助犬使用者への対応について　・・・・・・・・・・・・・・・　２１

５　補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業について

（１）補装具費支給制度の運用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

（２）重点支援地方交付金等を活用した補装具事業者支援について　・・・・　２４

（３）日常生活用具給付等事業の適正な実施について　・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

（４）難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱いについて　２５

６　障害者の自立支援機器の開発等について

（１）障害者自立支援機器の開発及び普及促進について　・・・・・・・・・・・・・・・　２６

（２）福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて　・・・・・・・・・・・・・・・　２７

＜　資料　＞

１　地域生活支援事業等について

１－１　地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容（令和８年度予算案）・・２９

１－２　移動支援事業の実施体制整備状況（令和６年度）　・・・・・・・・・・・・・・・　３４

１－３　地域活動支援センターの実施体制整備状況（令和６年度）　・・・・・・・・　３５

１－４　理解促進研修・啓発事業等の取組事例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

１－５　障害者に関係するマークの一例（内閣府ＨＰ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９

２　情報・意思疎通支援について

２－１　手話に関する施策の推進に関する法律概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

２－２　意思疎通支援事業の実施体制整備状況（令和６年度）・・・・・・・・・・・・・　４３

２－３　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業の実施体制整備状況
（令和６年度）　・・・　４４
２－４　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況
（令和６年度）・・・　４５
２－５　意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
２－６　若年層向け意思疎通支援者養成研修事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
２－７　障害者等のＩＣＴ機器利用支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
２－８　ＩＣＴサポートセンターによる取組事例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
２－９　地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例　・・・・・・・・・・・・・　５１
２－１０「Net119緊急通報システム」の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

３　障害者の芸術文化活動について

３　障害者の芸術文化活動関係資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

４　身体障害者補助犬について

４　身体障害者補助犬関係資料　・・　６３

５　補装具等について

５　補装具費支給制度関係資料　・・　７０

６　障害者の自立支援機器等について

６　障害者自立支援機器関係資料　・・　９７

１　地域生活支援事業等について

（１）令和８年度予算（案）について

ア　令和８年度予算（案）の概要

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業（以下、「地域生活支援事業等」という。）は、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また、国として促進すべき事業については、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、１／２又は定額の補助額を確保している。

令和８年度予算（案）における地域生活支援事業費等補助金については、以下のとおり事業の拡充等を行い、総額で 505 億円を計上している。

各自治体においては、地域における障害者等の支援を推進するため、拡充された事業等の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営されるよう、引き続き取り組みいただきたい。

（資料１－１）地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容（令和８年度予算（案））

イ　重層的支援体制整備事業について

令和２年６月に改正された社会福祉法に基づき、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設され、地域生活支援事業費等補助金の令和８年度予算（案）には、一部市町村において重層的支援体制整備事業を実施するための経費を含んでいる。

重層的支援体制整備事業を実施する市町村におかれては、対象事業が「地域生活支援事業費等補助金」の補助対象から「重層的支援体制整備事業」の補助対象となるので、執行に当たってはご留意いただきたい。

また、今後移行する自治体におかれては、所要見込みを厳格に精査いただき、特に交付税措置分を所要見込みに含めることがないよう、よろしくお願いしたい。なお、配分に当たっては所要見込みに加え、前年度の執行実績を踏まえて配分する予定である。

（障害福祉関係の対象事業）※ 両事業とも、基礎的事業の交付税措置分を除く。
- 基幹相談支援センター機能強化事業等分
- 地域活動支援センター機能強化事業分

（２）地域生活支援事業費等補助金の執行について

ア　地域生活支援事業に係る執行について

地域生活支援事業については、引き続き、前年度の執行実績や必須事業の実施状況等を踏まえて配分する予定である。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づいて算定しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。

各自治体におかれては、実績報告の提出に当たっては、別途お示しする提出期限（参考：令和７年度は５月末日）を遵守するよう、改めてお願いしたい。

また、内示については、個別自治体への内示と都道府県への追加配分により行う予定である。具体的には、

イ　個別自治体への内示については、各自治体における地域生活支援事業の実施の停滞を生じないよう、自治体ごとに一定の補助率を保証するとともに自治体間の国庫補助割合の均衡を図るほか、令和８年度においては意思疎通支援事業をはじめとする必須事業の取組状況を勘案するなどの調整を行った上で内示する。

ロ　都道府県への追加配分については、個別自治体への内示の過不足や、各自治体における新規事業の立ち上げ等の新たな取組、取組の先進性などを勘案の上、都道府県が管内市町村間と調整して活用する財源として配分する

こととしているので、都道府県においては、了知の上、市町村等において必要な事業が実施されるよう、丁寧な対応をお願いする。

イ　地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各地方自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」である。

他方、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、事業ごとに交付する補助金により事業を実施するものである。

したがって、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

ウ　地域生活支援事業等の交付対象について

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の７の留意事項において次のように明記している。

［引用開始］

（４）　次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア　地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ　国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ　都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

［引用終了］

しかしながら、一部の市町村において、

・　他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている

・　障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去に見受けられた経緯がある。

また、基幹相談支援センター及び地域活動支援センターについては、基礎的事業が交付税措置、機能強化事業が補助金となっており、補助金の申請に当たっては、それぞれの事業費を区分する必要があるところ、適切な算定が行われているか疑わしい事案が見られるところある。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に、国庫補助対象外の経費が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

エ　既存事業の定期的な見直しについて

地域生活支援事業等は、毎年必要な拡充を図ってきたところであるが、事業をより効果的・効率的に実施する観点から、既存の事業についても、定期的に検証を行い、必要な見直しを行うことが重要である。このため、今後、主として一定期間継続して実施している事業を対象として、定期的な見直しを行うこととし、具体的な取扱について検討を進める予定であるのでご了知いただきたい。

（３）地域生活支援事業の実施における留意事項

ア　必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、令和６年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。（注）

あわせて、各都道府県におかれては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

注）未実施となっている必須事業がある場合、第７期障害福祉計画に実施に向けた具体的な取組を盛り込むこととしているところ、これを踏まえて、複数自治体による広域実施を検討するなど、事業の実施体制の整備に取り組むこと。（参考：「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成 21 年１月８日障企自発第 0108001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知））

イ　サービス提供に際しての障害特性に応じた配慮

サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に応じた配慮を行うよう、各自治体におかれては、引き続き、事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

ウ　地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年４月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでも課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じて取り扱われるよう検討をお願いしたい。

特に、地域生活支援事業創設以前から実施されている意思疎通支援事業や移動支援事業等については、事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

エ　移動支援事業の実施について

①　効果的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施に当たっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組についてもご配慮願いたい。

さらに、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村におかれては活用を図られたい。

なお、障害児の通学支援に関しては、一部自治体において、「福祉タクシー等を活用した通学支援」に係る事業を実施している事例もある。各自治体におかれても、必要に応じて、教育と福祉の部署で連携し、移動支援事業についても真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

（資料１－２）移動支援事業の実施体制整備状況（令和６年度）

②　視覚障害者移動支援従事者資質向上研修

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、ガイドヘルパーの指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

オ　地域活動支援センターの実施について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

（参考）地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

（資料１－３）地域活動支援センターの実施体制整備状況（令和６年度）

（４）障害者等の理解促進について

「理解促進研修・啓発事業」等の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等による、障害及び障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とした広報活動の実施等、地域の社会参加推進センター等とも連携を図りながら、地域における障害者等の理解の促進を図っていただきたい。

また、障害者等の理解促進に対する取組については、東京都における「ヘルプマーク」や鳥取県における「あいサポート運動」などの取組が実施されているので、参考としていただくとともに、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することにも、あわせて取り組まれたい。

（資料１－４）理解促進研修・啓発事業等の取組事例

（資料１－５）障害者に関係するマークの一例（内閣府ＨＰ）

①　ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける

等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、ヘルプマークは、平成 29 年７月には日本工業規格（ＪＩＳ）に位置付けられ、厚生労働省においても、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

このヘルプマークについては全国的に広がっており、現在、全ての都道府県で導入されているとのことである。

② あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていただく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行う取組である。この運動により、「障がいを知り､共に生きる」をスローガンとして、障害のある方を手助けしやすい環境づくりを進めるとともに､障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現を目指している。

この鳥取県で始まった「あいサポート運動」は全国的に広がっており、令和７年 12 月 31 日時点で、８県 19 市６町が鳥取県と連携を図り「あいサポート運動」に取り組んでいるとのことである。

２　情報・意思疎通支援について

（１）意思疎通支援事業等について

ア　手話に関する施策の推進に関する法律について

手話は、手話を使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策を総合的に推進することを目的とした、手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）が令和７年６月25日に施行されたところである。本法律において、国及び地方公共団体は、

・手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有し、
・手話通訳を行う者、その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策を講ずること

などとされているところである。

各都道府県並びに市区町村におかれては、手話施策推進法及び令和４年５月25日に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、改めて、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した、きめ細かな意思疎通支援のニーズ把握をお願いするとともに、当該ニーズを十分に考慮の上、地域生活支援事業の意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者）の養成事業及び派遣事業の実施に努めていただきたい。

（資料　２－１）手話に関する施策の推進に関する法律概要
（資料　２－２）意思疎通支援事業の実施体制整備状況（令和６年度）
（資料　２－３）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業の実施体制整備状況（令和６年度）
（資料　２－４）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況（令和６年度）

イ　意思疎通支援者の養成

養成事業の実施に当たっては、国が策定したカリキュラムを基本に実施するようお願いする。なお、自治体を跨ぐ転居等の理由により、派遣者登録をしている自治体が変更になる意思疎通支援者は、国が策定したカリキュラムを基本とした養成講習を修了した者であることに鑑み、転居先の自治体にて派遣者登録をするに当たり、再度、養成講習の受講を必要とするものでは無いことに留意されたい。

養成カリキュラム一覧

○ 「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」（令和５年６月26日障企自発0626第１号）
○ 「要約筆記者の養成カリキュラム等について」（平成23年３月30日障企自発0330第１号）
○ 「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」（平成25年３月25日障企自発0325第１号）
○ 「失語症者向け意思疎通支援者の養成カリキュラム等について」（平成30年３月29日障企自発0329第１号）

また、意思疎通支援者の養成研修の実施に当たっては、養成研修を担当する指導者の計画的な人材養成が重要である。令和８年度も、引き続き、以下の団体に委託して意思疎通支援者の指導者養成研修を実施することとしているので、各都道府県、指定都市及び中核市（都道府県等）におかれては、地域の実情を考慮しつつ、本研修への計画的な受講者の登録実施をお願いする。

（手話通訳者）社会福祉法人全国手話研修センター
「手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座」
「手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師ブロック研修会」
（要約筆記者）社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
「要約筆記者指導者養成研修」
（盲ろう者向け通訳・介助員）社会福祉法人全国盲ろう者協会
「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会」
（失語症者向け意思疎通支援者）一般社団法人日本言語聴覚士協会
「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」

ウ　意思疎通支援者の派遣

手話施策推進法の成立などを踏まえれば、意思疎通支援を行う者の派遣体制を継続的に確保するためには、従前より補助対象としている、手話をはじめとした意思疎通支援を行う者特有の疾病予防に資する健康診断等の環境の充実が重要であることから、各都道府県及び市区町村におかれては、意思疎通支援者の健康状態を的確に把握し、質の高い円滑な支援体制を構築するとともに、意思疎通支援者の派遣単価についても、社会情勢や各意思疎通支援の専門性等を十分に考慮の上、設定していただくようお願いする。

また、広域的な意思疎通支援者の派遣の場合、派遣する者や派遣費用等の調整に関しては、サービスを利用する当事者に負担が生じることの無いよう、派遣元と派遣先の自治体間での緊密な連携の元で、円滑な調整に努められたい。

聴覚障害者や失語症者など障害の有無の判断が難しい方々については、障害があることに気づかれない等により、適切な意思疎通支援が行われない等の不利益が生じている事例も報告されている。

特に司法や警察関係の手続き等を行う場合において、障害者が権利を円滑に行使で

きるよう、司法や警察関係の組織及び関係者等から、都道府県や市区町村の障害福祉担当部局に対して、障害への配慮の相談や意思疎通支援者の派遣依頼等に関する連絡があった際には、意思疎通が十分に取れないことにより、障害者に不利益が生ずることにならないよう、関係団体等と連携し、適切な対応をお願いする。

また、改正障害者差別解消法が令和６年４月に施行され、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたところであるが、障害者差別解消法に基づく基本方針において、合理的配慮は具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、事業者にとって、実施に伴う負担が過重にならない範囲で、障害者本人の意向を尊重しつつ、柔軟に対応する必要があるものとされている。

障害者差別解消法における合理的配慮の観点から、事業者の活動の中での意思疎通支援者の手配については、まずは事業者自らが行うこととしているが、事業者の正当な理由により合理的配慮の提供が難しい場合には、実施主体である都道府県及び市区町村において、障害者のニーズ等の状況や具体的場面に応じて、地域生活支援事業における意思疎通支援事業を実施するかどうか判断が必要であり、正当な理由なく、障害者本人に対する意思疎通支援が行われない等の不利益が生じないよう、事業者と連携し、適切に対応願いたい。

エ　手話通訳者・要約筆記者の養成及び派遣

手話通訳者及び要約筆記者の養成事業の実施に当たっては、国が策定したカリキュラムを基本に実施しているところであるが、養成講習を修了した者が他自治体の登録試験を受験する際は、再度養成講習を受けることなく受験することを可能としているのでご留意願いたい。

また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の実施に当たっては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について（平成25年３月27日付障企自発0327第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）」に基づいて実施しているところであるが、同通知において、手話通訳士試験合格者を意思疎通支援者として登録可能としているほか、養成講習を受講した自治体と異なる他自治体において、登録試験に合格した者を派遣者登録をする際には、再度養成講習や試験等を受けることなく登録することが可能であることについて、改めて周知するので、御了知いただきたい。

手話通訳者等の高齢化の進行という課題に対応するため、社会福祉法人全国手話研修センターへの委託事業として、令和元年度より若年層の手話通訳者の養成の促進を目的として、地域の大学等と連携し若年層を中心とした養成研修を行う「若年層の手話通訳者養成モデル事業」を実施してきたところである。本モデル事業の効果として、手話通訳者全国統一試験における本モデル事業の受講者の合格率は、全体の平均合格率を大きく上回る結果が出ていることを踏まえ、令和８年度予算（案）において、全国の都道府県等における実施が可能となるよう、「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」（地域生活支援促進事業）の中に、新たに「地域における若年層の意思疎通支援従事者養成研修事業」を設けたので、各都道府県等におかれては本事業を活用した若年層の積極的な養成の検討をお願いする。なお、事業の実施に当たって

は、各都道府県等が円滑に事業を開始することが可能となるよう、モデル事業のノウハウを有する全国手話研修センターからの講師の派遣やカリキュラムの調整・教材の提供等の後方支援も想定しているので、都道府県におかれては、実施について検討をお願いする。

（資料　２－５）意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業

（資料　２－６）若年層向け意思疎通支援者養成研修事業

オ　遠隔による手話通訳等の適切な実施

タブレット端末等を活用し、手話通訳者が遠隔から通訳を行う遠隔手話通訳等のサービスについては、手話通訳者等が現地に出向くこと無く、通訳等のサービス提供を可能とするものである。そのため、災害発生時など、手話通訳者等の派遣可能な環境の準備に時間を要する場合には、手話通訳者等の移動に係る交通費や移動時間のコスト縮減にもつながることから、利用者のニーズや地域の実情に応じて、実施を検討いただきたい。

カ　盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣

視覚と聴覚に障害を有する盲ろう者は、障害が重複することで日常生活や外出等の様々な場面において支援が必要であるとともに、支援者は触手話や指点字等の専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、各都道府県等においては、地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣事業の積極的な実施をお願いする。

また、障害福祉サービスの同行援護においては、盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者に対して支援を行った場合は報酬上の加算が算定できること、盲ろう者が介護サービスを利用する場合には利用中に盲ろう者向け通訳・介助員が付き添い、触手話や指点字等の専門性の高い特別なコミュニケーション支援の実施が可能であることについて、引き続き管内市町村、サービス事業所等に周知願いたい。

なお、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定においては、同行援護の特定事業所加算の加算要件の選択肢に「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を新たに追加したところであり、引き続き管内市町村、サービス事業所等への周知をお願いする。

キ　失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

大脳の損傷により言葉を発することや言葉を理解することが困難になる失語症者を支援する失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣については、地域生活支援事業の専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業及び派遣事業（都道府県必須事業）、意思疎通支援事業（市町村必須事業）として実施可能としているところであるが、他の意思疎通支援と比較すると、その実施状況は低調である。

事業未実施の都道府県等においては、一般社団法人日本言語聴覚士協会に委託して実施している「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を積極的に活用した指導者の確保とともに、失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣が、他の意思疎通

支援と同等の実施体制の整備が図られるよう積極的な取組をお願いする。

また、失語症者に対する支援は、失語症当事者やその家族、自治体、言語聴覚士等の関係者が連携して取り組むことが重要であることから、意思疎通支援者派遣の実施体制の構築に当たっては、各都道府県及び市町村で連携しつつ、失語症者の個別の状況やニーズを踏まえ、手帳の有無や医師の診断等をもとに支援の必要性を判断するなど、地域の特性に応じた柔軟な事業実施をお願いする。

ク　意思疎通支援者のスキルアップ

令和元年度に創設した「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」（地域生活支援促進事業）においては、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者のスキルアップを図るとともに、地域における意思疎通支援者の計画的な養成を促進するための事業についても実施しているところである。失語症者向け意思疎通支援者については、令和７年度までは、本事業の対象外であったが、養成事業の開始から８年が経過し、全国的に支援者の養成が進んできている現状も踏まえ、失語症者向け意思疎通支援者の専門性の向上やスキルアップを図るため、令和８年度予算（案）において、本事業の対象に、失語症者向け意思疎通支援者を追加したので、積極的な活用の検討をお願いする。

なお、今後は、様々な場面での意思疎通支援者の派遣依頼が増加することも想定されるため、必要に応じて司法や医療等、専門的な知識を要する場面での心構えとしての基礎知識に関する研修等についても本事業の対象となるので、ご検討いただきたい。

その他にも、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士の技術向上のための講座、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者及び手話通訳士の資質向上のための現任研修について、令和８年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県及び市区町村におかれては、積極的に受講者を派遣するなどのご配慮をお願いする。

（資料　２－５）意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業（再掲）

ケ　代筆・代読支援者の養成及び派遣

代筆・代読支援は、視覚障害のある方が安心して日常生活を送り、社会参加をするための重要なコミュニケーション支援の一つであり、地域生活支援事業における意思疎通支援事業として実施可能としているところであるが、未だ実施に向けた体制の整備が低調な状況である。

このため、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合において、令和４年度に「代筆・代読支援の効果的な支援方法に関する調査研究事業」を実施したところ、全盲に限らず、弱視の視覚障害者にとっても代筆・代読支援が必要であり、居宅介護や同行援護における代筆・代読支援だけでなく、意思疎通支援事業として代筆・代読支援を実施する必要性が確認された。ついては、代筆・代読支援が未実施の自治体におかれては、視覚障害者のニーズを適切に把握し、事業実施に向けて積極的に取り組むようお願いする。

コ　その他、意思疎通支援に関する留意事項

○　令和８年度における社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の実施スケジュールは、以下のとおりであるため、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いする。

＜第37回 手話通訳技能認定試験＞

学科試験　令和８年７月２６日（日）〔会場：埼玉、東京、大阪、福岡〕
実技試験　令和８年９月２７日（日）〔会場：埼玉、東京、大阪、福岡〕
https://www.jyoubun-center.or.jp/slit/exam/about/

○　社会福祉法人聴力障害者情報文化センターでは、「字幕ビデオライブラリー共同事業（都道府県等の共同出資による事業）」並びに「手話入り映像ライブラリー等製作貸出事業（厚生労働省委託事業）」において、手話や字幕を挿入した映像製作を行っている。

当該事業で製作する手話・字幕入り映像作品は、手話や字幕が付与されていない映像作品の中から選定されているため、聴覚障害者に対する情報保障の観点から、本事業で製作された手話・字幕入り映像作品を積極的に活用いただくようお願いする。

しかしながら、「字幕ビデオライブラリー共同事業」については、近年、事業に参加する都道府県等が減少傾向にあり、また、参加する都道府県等においてもタイトル数を縮減する傾向が見られる。

地域によって聴覚障害者が利用できる手話・字幕入り映像作品の数に差が生じることは、聴覚障害者の方への情報格差につながることから、本事業への参加並びに内容の充実を検討いただくようお願いする。

○　喉頭ガンや咽頭ガンなどによって喉頭を摘出された方（喉摘者）は、発声機能を失い、家族をはじめ他者と話すことができず、円滑な意思疎通を図る上で支障が生じている。しかし、食道発声や電気式人工喉頭(※)などの発声訓練により代替音声を習得することで、再び会話ができるようになるが、最近は、発声訓練指導者の高齢化や、発声訓練教室の開催場所の確保が難しい等の理由により、発声訓練を受けられる機会が減ってきている状況がある。喉摘者の生活の質の向上を図る上で、発声訓練を受ける機会の確保は大変重要であるため、地域生活支援事業による発声訓練指導者の養成や、発声訓練の運営支援の充実を検討いただくとともに、喉摘者に対する発声訓練の必要性について、関係団体等への周知をお願いする。

※食道発声
　食道に空気を取り込み、ゲップの要領で逆流させ食道の粘膜を振動させて発声する方法。
※電気式人工喉頭

電気の振動を使い、口の中に響かせて構音機構（舌、唇、歯など）を使って発声することができる福祉用具。

（２）障害者ICTサポート総合推進事業について

障害者ICTサポート総合推進事業では、障害者の情報アクセシビリティ向上のため、ICTサポートセンターの設置やパソコンボランティアの養成・派遣の取組を実施しているところである。

ICTサポートセンターの設置については、第５次障害者基本計画において、全都道府県に設置することが目標とされている。

また、ICTサポートセンターを設置することにより、「ICT機器の利用希望がある障害者に対して、適切な支援の提供が可能となった」、「ICTサポートセンターを中心とした地域の障害者支援に携わるさまざまな団体や事業者とのネットワーク形成が図れた」などの効果も出ている地域もあり、こうした好事例や、「障害者等のICT機器利用支援事業」も踏まえ、事業未実施の都道府県等においては、積極的にICTサポートセンターの設置に努めていただきたい。ICTサポートセンターの設置や効果的な運営に当たっては、「障害者等のICT機器利用支援事業」（令和６年度及び令和７年度受託事業者＝株式会社NTTデータ経営研究所）を実施しているところであり、令和６年度に、各地域のICTサポートセンターにおける事業内容の標準化を図るとともに、センターの相談能力の向上及び業務負担の軽減等を図ることを目的に「ICTサポートセンター運営の手引き・支援事例集」作成したほか、令和７年度においては、

・ICTサポートセンターの運営や相談対応に必要な手順等をまとめた「ICTサポートセンター運営の手引き・支援事例集」の内容の充実
・ICT利用支援会議や自治体交流会の開催を通じての好事例の共有や、ICTに関する情報共有

等を実施しているところである。

本事業は、令和８年度も実施する予定としているため、各都道府県等におかれては、障害者等へのICT機器の利用支援がより促進されるよう、本事業の取組を有効にご活用いただきたい。

なお、ICTサポートセンターは、ICT機器の支援を必要とする全ての障害者を対象に支援を提供するものであるが、事業を受託する団体が専門とする障害種別によっては、相談者の状態に見合った適切な支援が困難な事例も想定されることから、支援が滞ること無く円滑に行われるよう、あらかじめ地域の関係機関や支援団体等とのネットワークの構築に努めていただきたい。

（資料　２－７）障害者等のICT機器利用支援事業
（資料　２－８）ICTサポートセンターによる取組事例

障害者ICTサポート総合推進事業実施状況
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26552.html

「ICTサポートセンター運営の手引き・支援事例集」
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001485000.pdf

また、これらの取組は、現在、デジタル庁が進めている、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」制度の趣旨に合致していると評価されていることから、当該事業に従事する者はデジタル庁に申請することで、デジタル推進委員に任命されることとなっている。

令和３年度より、都道府県等には該当者への周知をお願いしてきており、すでに一定数の本事業従事者が「デジタル推進委員」の任命を受けているところである。今後も引き続き募集を行っているため、本制度の趣旨等をご理解いただき、積極的にデジタル庁へ申請いただくよう、あらためて周知をお願いする。

また、障害者ICTサポート総合推進事業の実施に当たっては、障害者に対するマイナンバーカードの申請支援やマイナポータル利用説明の実施等、マイナンバーカード普及が促進される取組を積極的に実施していただくようお願いする。

デジタル庁HP（デジタル推進委員の取組及び募集）
https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff/

（３）視聴覚障害者情報提供施設について

点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費である身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）のうち、情報化対応特別管理費は、点字・録音図書、手話・字幕入りビデオ等の製作に必要な環境整備や人材確保等に係る経費を対象とした加算である。各都道府県等におかれては、管内の点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設と連携し、本加算の積極的に活用いただきたい。

（４）読書バリアフリー法に基づく各種施策の推進について

ア　読書バリアフリー法の計画策定

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の規定により、国が定める「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（基本計画）に基づき、地方公共団体は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に努めることとされている。また国の基本計画は、第一期の計画期間が令和６年度末での終了に伴い、令和７年３月には、基本計画（第二期）を策定・公表したところである。文部科学省及び厚生労働省では、地方公共団体の計画策定を推進するため、両省のホームページや主催する会議・研修会等において、地方公共団体の策定状況や実際の取組事例等について周知しているところである。各都道府県等においては、国の基本計画の内容等を踏まえ計画の見直しを行うな

どより、一層の視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する施策の充実に努めていただきたい。

また、計画を策定されていない都道府県等におかれては、読書バリアフリー法の趣旨をご理解いただき、既に策定された自治体の計画を参考にしながら、計画の策定をお願いする。

なお、読書バリアフリー法においては、視覚障害者だけでなく、読字に困難がある発達障害者（ディスレクシア等）や、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つこと等が困難な者、眼球使用が困難である者についても対象としており、施策の推進に当たっては、ご留意いただきたい。

読書バリアフリー基本計画（第二期）
https://www.mhlw.go.jp/content/001465968.pdf

＜地方公共団体の計画策定状況（令和７年２月１日時点）＞
読書バリアフリー計画の策定状況概要
https://www.mhlw.go.jp/content/001248802.pdf

読書バリアフリー計画の策定状況一覧
https://www.mhlw.go.jp/content/001248803.pdf

イ　地域における読書バリアフリー体制強化事業

令和２年度より、地域生活支援促進事業（都道府県等事業）において、点字図書館と公立図書館、障害当事者団体等の連携を図ることにより身近な地域における読書環境の整備等に取り組むなど、地域における読書バリアフリー体制の強化を図ることを目的とした「地域における読書バリアフリー体制強化事業」の実施を可能としている。当該事業では、

- 点字図書館と公立図書館等が連携を図るための協議会の設置、支援ノウハウの提供やサービス実施の充実に向けた研修会等の実施。
- 視覚障害以外の障害（上肢障害や学習障害など）のある者のサピエ等の利用促進にかかる取組(関係団体等の協議会の設置、接遇や留意点等の研修の実施)
- 点字図書館と公立図書館の連携に併せて、地域における点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成の推進

等を対象にしている。令和６年度からは、都道府県・指定都市・中核市に加え、その他の市区町村を実施主体に追加していることから、管内市区町村への周知を引き続きお願いする。

なお、本事業の取組を進める上で参考となるよう、自治体における好事例を紹介するので、特に本事業を活用していない自治体におかれては、事業実施に向けた検討の際の参考資料として活用を図られたい。

（資料２－９）地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例

ウ　サピエ図書館の周知、広報

サピエ図書館については、全国の点字図書館等で製作された点字やデイジーデータを個人や会員施設等がダウンロードすることができる体制を整えているが、会員登録をしている視覚障害者等は一部であり、公立図書館・学校図書館についても、点字図書館と比較した場合、会員登録している図書館は限られている。

そのため、各都道府県及び市区町村におかれては、管内の視覚障害者等のサピエの利用促進に取り組んでいただくとともに、公立図書館・学校図書館への加入促進に当たっては、これらを所管している社会教育部局等との連携を図られたい。

（５）電話リレーサービス等の周知広報等について

総務省が所管する「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、一般財団法人日本財団電話リレーサービス（電話リレーサービス提供機関）により、令和３年７月に公共インフラとしての「電話リレーサービス」の提供が開始されて以降、令和７年１月に「文字表示電話サービス（ヨメテル）」、同年４月には「手話リンク」のサービスが提供開始となるなど、順次、サービス内容の拡充が図られてきている。

電話リレーサービス等は、これまで電話を利用することが困難だった聴覚障害者等が、手話や文字を介することで電話を利用することを可能とするものであり、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に大きな意義を有するサービスとなっている。

一方、電話リレーサービスの提供開始から４年以上が経過したが、本サービスの認知度不足により間違い電話と勘違いされ、サービス利用に支障が生じる事例も報告されていることから、これらのサービスについて、広く知ってもらうことが重要である。各都道府県及び市区町村におかれては、聴覚障害者情報提供施設、関係団体等と協力の上、電話リレーサービス及びヨメテルの周知広報に取り組んでいただくとともに、電話リレーサービス及び手話リンクの利用登録について積極的な活用をご検討いただきたい。

○電話リレーサービス
・パンフレット　https://www.nftrs.or.jp/files/trs_leaflet.pdf
・ポスター　https://www.nftrs.or.jp/files/trs_poster.pdf
○文字表示電話サービス（ヨメテル）
・パンフレット　https://www.yometel.jp/files/yometel_leaflet.pdf
・ポスター　https://www.yometel.jp/files/yometel_poster.pdf
○手話リンク
・パンフレット　TRS_shuwa-link_flyer.pdf

（６）「NET119緊急通報システム」等の周知について

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等を用いて、簡易なボタン操作により緊急通報を行うことを可能とする「NET119緊急通報システム」は、平成29年より全国の消防本部にて順次導入が進められている。本システムは、聴覚・言語機能障害がある方々の安心・安全に大きく貢献するものであることから、各都道府県におかれては、同じく聴覚・言語機能障害者向けのサービスである「NET118」や「110番アプリシステム」と合わせて、関係部局等と連携の上、引き続き、市町村における広報、聴覚・言語機能障害者や関係団体等への周知をお願いする。

（資料２－10）「NET119緊急通報システム」の概要

（７）災害時における視聴覚障害者等支援について

近年の豪雨等の自然災害の頻発化・激甚化を背景として、地方公共団体や住民等の防災対応の判断に資する、より明確で、きめ細かな情報のニーズが高まっていること等を踏まえ、観測・予測技術や情報通信技術の進展を踏まえた予報・警報の高度化・適正化を図るための「気象業務法」と「水防法」の改正法が、令和７年12月に成立・公布されたところ。（施行日：公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日）

こうした地震や大雨などの災害発生時の避難等に関する迅速な情報発信については、支援を必要とする障害者にとって大変重要であることから、各都道府県及び市区町村におかれては、適時適切な情報発信をするため、災害時に限らず平時より障害者に係る情報を保有する福祉部局と災害情報を集約する防災部局との緊密な意思疎通が図れる体制の構築に努められたい。

また、各都道府県及び市区町村におかれては、各地の地方気象台から、障害者を対象とした警報等の周知・啓発に関する依頼があった際には、ご協力をお願いする。災害時の情報保障については、「福祉避難所の確保 ・運営ガイドライン（令和３年５月改定内閣府（防災担当））」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（令和６年12月改定内閣府（防災担当））」や「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和６年12月改定内閣府（防災担当））」をもとに、防災部局、福祉部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害の特性や地域の実情に応じた対応策を講じていただくようお願いする。

なお、国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）において、令和８年度も以下の事業をオンラインで開催する予定としているので、関係機関への周知をお願いする。

◇「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」（オンライン）

災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成

◇「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」（オンライン）

災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成

３　障害者の芸術文化活動について

障害者の芸術文化活動については、創造・発表・鑑賞等、全国各地で様々な工夫を凝らした取組が行われているところである。各自治体におかれても、地域における障害者の芸術文化活動等の推進に関わる事業に積極的に取り組まれたい。

（１）障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画（第２期）について

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念に則り、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

令和５年３月に、厚生労働省と文化庁では障害者文化芸術推進法第７条に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第２期：令和５年度～９年度）」（以下「基本計画」という。）を策定し、関係府省庁と連携して各種施策を進めているところである。各都道府県におかれても、障害担当部局及び文化担当部局が連携の上、障害者による文化芸術活動の推進に関する各種施策を推進されたい。

また、障害者文化芸術推進法第８条において、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされていることを踏まえ、各地域における障害者の芸術文化活動がより一層促進されるよう、未策定となっている自治体におかれては早期に計画の策定をお願いしたい。

（２）障害者芸術文化活動普及支援事業について

「障害者芸術文化活動普及支援事業」は、障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、地域における障害者の芸術文化活動を支援する体制を全国に普及し、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。このうち「都道府県レベルにおける活動支援」においては、実施主体である都道府県が、地域の障害者団体や芸術文化団体・施設はもとより、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、福祉施設、文化施設等を支援する拠点となる障害者芸術文化活動支援センターを設置することとしている。

都道府県における支援センター設置自治体は、平成 29 年度の本事業開始時の 20 自治体から毎年度増加し、令和７年度には全都道府県への支援センター設置が完了したところである。引き続き、身近な地域で支援を必要とする人が質の高い支援を受けられるように、全国の支援センターの横のつながりの強化を始め、支援センターと自治体の文化担当部署や福祉担当部署間との連携、中間支援団体等との連携を図りながら、障害者の芸術文化活動を支援する体制の充実を図られたい。なお、各地の支援センターの取組等を掲載した「障害者芸術文化活動普及支援事業公式サイト」が開設されているので、そちらも参照されたい。

また、本事業の実施に当たっては、身近な地域で支援を必要とする人が質の高い支援を受けられるよう、持続可能な実施体制を構築していくことが重要であるため、支援センターの運営等の手立てとなる「障害者芸術文化活動支援センター　運営サポー

トブック」（令和４年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業）を活用するなど、定期的な実施内容の振り返りや改善にも取り組まれたい。

「障害者芸術文化活動普及支援事業公式サイト」
https://arts.mhlw.go.jp/
「障害者芸術文化活動支援センター　運営サポートブック」
https://arts.mhlw.go.jp/wp-content/uploads/2023/04/Management_SUPPORT_BOOK.pdf

（３）障害者芸術・文化祭について

障害者芸術・文化祭は、平成 29 年度から、国民文化祭の開催都道府県を開催地として一体的に開催されている。開催都道府県においては、引き続き、国民文化祭と障害者芸術・文化祭が相互に連携し、障害の有無に関わらず文化芸術の創造、発表、鑑賞の機会の充実・拡大を図っていただくとともに、国民の障害への理解をより一層促進されたい。

令和８年度以降の開催地は次のとおり予定しているので、各都道府県におかれては管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

令和８年度	高知県　よさこい高知文化祭 2026
令和９年度	調整中
令和 10 年度	愛媛県

また、障害者芸術・文化祭と連携して、全国的な機運醸成を図ることを目的として障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業を実施しているところである。令和８年度においても引き続き、本事業を実施することとしているので、障害者芸術・文化祭の開催都道府県の担当部局とも緊密に連携の上、実施の検討をお願いしたい。

（資料３）障害者の芸術文化活動関係資料

４　身体障害者補助犬について

（１）制度の理解促進、普及啓発について

身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の使用者が地域で安心して生活するためには、補助犬及びその使用者に対する正しい理解が重要である。一部の医療機関や飲食店等においては、未だに補助犬の同伴が拒否される例が散見されており、特に医療機関については、同伴を拒否された場合、飲食店等とは異なり、使用者が他の医療機関を選択しづらくなるなど、切実であるため、更なる理解の促進に取り組んでいただきたい。加えて、身体障害者補助犬法第 14 条に基づき、補助犬となるための訓練中、又は認定を受けるための試験中であると明示されている犬についても、公共交通機関や不特定かつ多数の者が利用する施設等への同伴が円滑に行えるよう、各機関及び施設や地域住民の理解と特段のご配慮をお願いしたい。

身体障害者補助犬法第 23 条では、国及び地方公共団体は、補助犬が果たす役割の重要性について理解促進に努めなければならないとされている。そのため、厚生労働省では法の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、補助犬やその使用者に対する理解の促進に取り組んできたところであるが、それらの理解促進に資するツールは厚生労働省のホームページにも掲載しており、各自治体での普及啓発の取組においても活用が可能である。各都道府県におかれても、本法や令和６年４月に改正された障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ制度の周知徹底をお願いするとともに、後述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただき、管内市区町村とも連携・協力の上、リーフレットの配布や啓発イベントの開催等を通じて、理解促進、普及啓発に努めていただくようお願いしたい。

「厚生労働省ＨＰ（身体障害者補助犬）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html

また、厚生労働省が作成したリーフレット等の配布は都道府県を通じて行っているが、各都道府県におかれては、リーフレット等の管内活用状況を踏まえた上で、地域における補助犬の普及啓発の取組を効果的・効率的にできるよう留意していただきたい。なお、管内施設等からのリーフレット等送付依頼への対応や都道府県や市区町村が行う普及啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等が必要な場合には、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

（連絡先）厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部
企画課　自立支援振興室　社会参加活動支援係
Ｅメールアドレス：SGJIRITU@mhlw.go.jp

（２）身体障害者補助犬育成促進事業の活用について

使用者とともに補助犬が地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側相互の理解を深めることが重要である。そのため、地域生活支援促進事業に補助犬の育成訓練、育成計画の作成、理解促進、普及・啓発を実施する「身体障害者補助犬育成促進事業」を位置付け、国１／２の補助率を確保しているところである。また、令和８年度予算（案）においても同様に、企業等に対し、業種毎（公共交通機関、医療機関、飲食店、宿泊施設、複合商業施設、賃貸住宅・分譲マンション等）の実情に即した研修や広報などを行えるようにしていることから、各都道府県におかれては、管内市区町村及び訓練事業者等と連携の上、本事業を積極的にご活用いただき、良質な補助犬の育成、育成計画の策定、更なる普及啓発等に取り組んでいただきたい。

なお、各都道府県における補助犬の育成計画の策定・実行に当たっては、訓練事業者等との連携を図り、必要な予算を確保するとともに、やむを得ない事情により育成の遅れがあった場合には柔軟に対応するなど、着実な推進をお願いしたい。

（３）海外から来日する補助犬使用者への対応について

海外から渡航する補助犬使用者への対応については、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様に、飲食店、公共交通機関、ホテル等の施設を円滑に利用することができるよう、「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン（平成 30 年 11 月）」を策定している。

本ガイドラインは、厚生労働省のホームページや海外向けポータルサイトに掲載しており、具体的には日本の補助犬と同等であると認められた海外の補助犬については、指定法人が「期間限定証明書」を発行することとしているので、ご了知の上、海外から補助犬を伴って来日することについて相談を受けたときは、本ガイドラインをご案内いただくようお願いしたい。

「海外向けポータルサイト」
https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

（資料４）身体障害者補助犬関係資料

５　補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業について

（１）補装具費支給制度の運用について

①　補装具費の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用に当たっては、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところであるが、令和８年４月においては、補装具費支給制度における基準額等を定める告示（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年９月29日付け厚生労働省告示第528号））の改正は行わないものの、補装具評価検討会での議論を踏まえ、補装具費支給事務取扱指針等の改正を予定しているところであり、その運用に遺漏のないようにされたい。

「厚生労働省ＨＰ（補装具評価検討会）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_141301.html

また、各市区町村におかれては、購入のみならず修理に係る補装具費支給事務においても、申請者や補装具事業者と連携の上、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して２週間以内に要否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めてその迅速な対応に努められたい。特に、進行性疾患の難病患者に対する支給決定については、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たす可能性が高い場合には、早期に支給されたい。

なお、人工内耳用音声信号処理装置については、補装具費支給制度において交換の必要がない場合の修理の費用を対象としており、人工内耳用音声信号処理装置が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換については保険適用されている。両制度の運用により人工内耳使用者に対して適切な給付が行われるよう、補装具費支給制度における取扱いと併せて、保険適用の取扱いについても周知していただきたい。

②　施設入所者の判定

施設入所者の補装具費支給に関する判定については、援護地の更生相談所による判定を求める場合があるが、対応する施設に過重な負担となっている実態があることに鑑み、援護地を管轄する更生相談所は可能な限り、来所判定に代えてオンライン、動画又は書類による判定を行うこととし、それでも来所判定が必要と判断する場合は、市区町村が施設所在地を管轄する更生相談所に対して判定依頼することを可能としている。なお、援護地の更生相談所は施設所在地の更生相談所の負担とならないよう、必要な情報の提供に努める等、適切な運用をお願いする。

③　障害児の支給に係る身体障害者更生相談所との連携

障害児に対する補装具費の支給に当たっては、支給決定に至るまでのプロセスが

障害者と異なることから、脳性麻痺がある児童に対する歩行器や、体幹機能障害のある児童や重症心身障害児に対する重度障害者用意思伝達装置など、一部の市区町村においてその支給決定等に苦慮している事例が寄せられている一方、障害児の判定についても更生相談所に積極的に依頼することにより、事務が円滑に行われている自治体もある。各市区町村におかれては、支給決定に当たり利用者の希望や就学を含めた日常生活全般に係る情報を適切に把握できるよう、更生相談所や指定自立支援医療機関と情報を共有する等、積極的な連携を図り、障害児に対する支給決定について適切な運用をお願いするとともに、各都道府県におかれては、各市区町村等に対して適切な運用に関する助言をお願いする。

④　適切な補聴器販売店等の選定

市区町村は、申請者が適切な補装具事業者の選定及び契約等ができるよう、補装具事業者の経歴や実績等を勘案し、情報の提供に努めていただきたい。特に、補聴器販売店の選定に当たっては、申請者の状態に適合した補聴器が支給されるよう、公益財団法人テクノエイド協会が認定している認定補聴器技能者の従事する販売店等を参考にされたい。

また、消費者庁とともに補聴器の使用を検討中の方に対する留意点等を示しているので、管内の関係団体に対しても幅広く提供されたい。

「消費者庁ＨＰ（補聴器の使用を検討中の皆様、そして、ご家族等の周囲の皆様へ）」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_029

⑤　補装具費と介護保険制度との適用関係

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく補装具費と介護保険制度との適用関係についても、介護保険制度が原則優先されることとなるが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年３月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で示しているとおり、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に応じて個別に対応することが必要と判断される障害者については、法に基づく補装具費として支給することを可能としている。

各市区町村においては、介護保険の被保険者である障害者から補装具の利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険制度を優先させることはせず、補装具の利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

（２）重点支援地方交付金等を活用した補装具事業者支援について

補装具事業者への物価上昇に係る支援については、令和７年度補正予算において追加計上された「重点支援地方交付金」を活用した支援事業の実施をお願いしており、また、各市区町村における令和７年９月時点の活用状況については、『補装具事業者への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について』（令和７年12 月９日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室・こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）においてお知らせしたところである。

未実施の市区町村におかれては、物価高騰の影響を受ける補装具事業者に対して、重点支援地方交付金等を活用した緊急かつ実効性のある支援について検討いただくとともに、各都道府県及び各市区町村におかれては、今一度、管内補装具事業者の実情やニーズ等の把握に努めていただきたい。

（３）日常生活用具給付等事業の適正な実施について

日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業により、市町村必須事業として実施される補助事業である。その事業費は、年々増加しており、今後も安定した事業運営を行うためには、各市区町村において効果的・効率的な事業実施が図られることが必要である。また、当事者団体等からは、一部の市区町村においては、未だ平成 18 年の障害者自立支援法以前に国が定めた内容に基づき実施している等、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられているところである。

このため、日常生活用具給付等事業は、種目や基準額等の具体的な運用方法は実施主体である各市区町村が決定する仕組みであることを改めて確認いただくとともに、定期的に当事者からの意見聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい。また、当事者の意見を聴取する際は、幅広い障害種別を対象に実施していただくとともに、筆談や読み上げなど障害に応じて求められる意思疎通に関する合理的配慮の提供についても併せてお願いする。

なお、各市区町村の状況について、令和２年度障害者総合福祉推進事業による「日常生活用具給付等事業の実態把握」の報告書がとりまとめられているので、定期的な見直し等、効果的な事業実施の参考としていただくとともに、事業費の効率化の観点から、以下の２点についても留意いただきたい。

【ストーマ用装具】
○購入価格については、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するよう努められたい。

【紙おむつ等】
○適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

加えて、日常生活用具給付等事業の対象種目の選定に当たっては、健康保険制度など他制度で適用される用具ではないことを確認した上で、厚生労働省告示に定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。各都道府県においては、管内市区町村に対し効果的な取組事例を共有する等、市区町村における事業の適切な実施に向けた対応をお願いする。

【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】
○パソコン、タブレット、スマートフォン（一般的に普及しているもの）
※障害者の日常生活上の困難を改善するための用具（アプリケーション）を稼働させるために不可欠なものであり、不可分一体なものとして、アプリケーションと端末双方を同時に支給するなど、端末のみの購入助成といった誤解を招かない方法で支給するような場合を除く。
○電池（一般的に普及していると考えられる消耗品）

なお、日常生活用具の耐用年数については、各市区町村の判断により運用されているところであるが、耐用年数を経過する前に修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行われたい。

（４）難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱いについて

障害者総合支援法に規定する「障害者」の中には、「難病患者等」が含まれ、具体的には、障害者総合支援法の対象疾病であり、疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度（継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度）である者を障害福祉サービス等の支給対象としている。

補装具費の支給に関しては、身体障害認定基準と同等の障害を有している者を対象としているため、支給決定に当たっては、難病による症状の変動を考慮し、状態が悪い時の障害の程度を勘案した上で、適切に支給決定する必要がある。また、日常生活用具給付等事業においては、障害者等の状況や地域の実情等を踏まえて、適切に支給決定する必要がある。

各市区町村におかれては、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状況や生活環境等を考慮して丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

（資料５）補装具費支給制度関係資料

６　障害者自立支援機器の開発等について

（１）障害者自立支援機器の開発及び普及促進について

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた使いやすい自立支援機器（以下「支援機器」という。）の開発が重要であり、障害者の支援機器開発という小さな市場において、製品開発後の事業化も見据えつつ、一人ひとり異なる個別的なニーズを捉えた支援機器の開発が求められている。

そのため、平成 22 年度から開始した「障害者自立支援機器等開発促進事業」においては、事業開始当初から実施している支援機器の開発経費支援や、障害者等の使用者が抱えるニーズと開発機関等の持つシーズ（技術）のマッチング支援に加えて、令和４年度からは、支援機器開発の着想段階から事業化を見据えた思考・知識を有する人材の育成に取り組んでいる。また、令和８年度からは、支援機器の開発段階に応じて製品化や事業化の観点で必要な助言を行う伴走支援者の養成や、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉えたニーズリストを作成する予定であり、これらの取組を通じて、引き続き実用的な支援機器の開発を促進していくこととしている。

「厚生労働省ＨＰ（障害者自立支援機器等開発促進事業）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/cyousajigyou/index.html

また、障害者が真に必要とする製品を選択し、適切に使用できるようにするためには、製品化された支援機器の特徴や使い方等を普及・周知することも重要である。

特に、支援機器に対する障害者のニーズについては、人口密度や地形、寒暖差、風習、制度等の地域性があり、更にそのニーズを叶えるためには多くの関係者の協力が必要となる。

そのため、令和７年度からは事業の取組として、支援機器に関する相談窓口の設置や、支援機器の展示・貸し出し等を行うことにより、障害者自身がやりたいことに適した支援機器が選択でき、適切に支援機器を活用できる支援体制の構築を目的とした地域ごとのネットワークづくりに取り組んでおり、その一環として、全国各地で地域交流会（ニーズシーズマッチング地域交流会）を開催し、支援機器に係る互いの支援状況や課題を共有しながら、今後の連携の方向性を議論する機会を設けている。こうした機会は、自治体の職員にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

このような取組は、令和８年度以降も継続して実施する予定であり、各自治体におかれては、障害保健福祉関係部局や産業振興関係部局等の担当職員を中心に積極的な参加をお願いしたい。

【令和７年度 ニーズシーズマッチング地域交流会】
○地域交流会＠静岡（令和７年10月４日）
・テーマ：パラスポーツで支援をつなぐネットワーク
～支援機器と想いをつなぐ、しずおか交流会～
・参加者：静岡県庁、機器開発企業、障害当事者、障害者スポーツ団体、
作業療法県士会　等
○地域交流会＠佐賀（令和７年10月21日）
・テーマ：佐賀難病支援でつながるネットワーク
～重度障害者の生活・学業・就労の支援について考える～
・参加者：佐賀県庁、機器開発企業、障害当事者、特別支援学校、
難病相談支援センター　等

（２）福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

公益財団法人テクノエイド協会では、障害者や介護者等から福祉用具に対する意見や要望、困りごと等の声を収集するとともに、その声をメーカー等へ迅速に届けることで、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげる仕組み（福祉用具ニーズ情報収集・提供システム）を運用している。

各自治体におかれては、当該システムをより一層活用いただくとともに、管内の関係団体や医療福祉機関、福祉用具企業等へ周知にご協力をお願いする。

「公益財団法人テクノエイド協会ＨＰ（福祉用具ニーズ情報収集・提供システム）」
https://www7.techno-aids.or.jp/

（資料６）障害者自立支援機器関係資料

資　　料

拡充

地域生活支援事業費等補助金

障害保健福祉部企画課
自立支援振興室（内線3077）

令和８年度当初予算案　505億円（502億円）※（）内は前年度当初予算額

- ○地域生活支援事業 445億円（442億円）
- ○地域生活支援促進事業 59億円（60億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。
※　障害分は基幹相談支援センター機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

１　事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

２　事業の概要・スキーム・実施主体等

○　地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

[補助率]

①市町村事業　：国１／２以内、都道府県１／４以内で補助
②都道府県事業：国１／２以内で補助

[主な事業]

①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○　地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、５割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

[補助率]

国１／２又は定額（10／10相当）

[主な事業]

発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞
1,724市町村、47都道府県
※　令和６年度実績ベース

地域生活支援事業費等補助金の見直し内容（令和8年度予算（案））

地域生活支援事業

○ 意思疎通支援事業等（実施主体：都道府県・市区町村等）

手話通訳をはじめとする意思疎通支援者の養成や派遣等の事業実施に対する支援。

<内容>

手話通訳をはじめとする意思疎通支援を行う者の健康診断等の環境整備の充実により、安定的な人材確保を図る。

地域生活支援促進事業

○ 意思疎通支援従事者キャリアパス構築事業【事業の追加】（実施主体：都道府県・市区町村等）

手話通訳をはじめとする意思疎通支援者のスキルアップを図る事業や、地域における意思疎通支援者の計画的な養成の促進に資する事業の実施に対する支援。

<内容>

・現任職員スキルアップ支援事業の対象に、失語症者向け意思疎通支援者を追加し、支援人材の質の維持・向上を図る。

・手話通訳を行う人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据え「地域における若年層の意思疎通支援従事者養成事業」を新設し、全国レベルでの支援者の若年化を推進する。

参考

○ 災害時等を想定した平時からの遠隔手話通訳等の実施体制の整備について（実施主体：都道府県・市区町村等）

手話通訳者等が遠隔から通訳等を行う遠隔手話通訳等サービスは、手話通訳者等が現地に出向くこと無く、通訳等のサービス提供を行うものであり、災害等の緊急時など、手話通訳者等が派遣できる環境に無い場合も想定されることから、平時より遠隔手話通訳等を可能とする環境整備を図ることが重要。

遠隔手話通訳等を行うために必要な、通訳ブースの整備、タブレット等の機器端末の購入等に係る費用の補助については、**令和7年度補正予算に計上された、内閣府所管の「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」の交付対象**であるため、各自治体においては、防災担当など関係部局とも連携を図り、遠隔手話通訳等の導入に向けた積極的な検討をお願いする。

（令和8年度予算（案））地域生活支援事業（市町村事業）

必須事業
1　理解促進研修・啓発事業
2　自発的活動支援事業
3　相談支援事業 (1)　基幹相談支援センター機能強化事業 (2)　住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
4　成年後見制度利用支援事業
5　成年後見制度法人後見支援事業
6　意思疎通支援事業
7　日常生活用具給付等事業
8　奉仕員養成研修事業
9　移動支援事業
10　地域活動支援センター機能強化事業

（参考）交付税を財源として実施する事業
・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業　・ 地域活動支援センター基礎的事業
・ 障害支援区分認定等事務　・ 自動車運転免許取得・改造助成　・ 更生訓練費給付

任意事業
1　日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5)地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業 (6) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業
2　社会参加支援 (1) レクリエーション活動等支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3　就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託

（令和8年度予算（案））地域生活支援事業（都道府県事業）

必須事業

1　専門性の高い相談支援事業
- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2)　高次脳機能障害者支援事業　※

2　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

3　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

4　意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

5　広域的な支援事業
- (1) 都道府県相談支援体制整備事業
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
- (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業

1　サービス・相談支援者、指導者育成事業
- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者等研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 居宅介護従業者等養成研修事業
- (5) 障害者ピアサポート研修事業
- (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
- (8) 精神障害関係従事者養成研修事業
- (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
- (10) 成年後見制度法人後見養成研修事業
- (11) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業

2　日常生活支援
- (1) 福祉ホームの運営
- (2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練
- (3) 音声機能障害者発声訓練
- (4) 医療型短期入所事業所開設支援
- (5) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業

3　社会参加支援
- (1) 手話通訳者設置
- (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 点字による即時情報ネットワーク
- (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
- (6) 奉仕員養成研修
- (7) レクリエーション活動等支援
- (8) 芸術文化活動振興
- (9) サービス提供者情報提供等
- (10) 障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業
- (11) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

4　就業・就労支援
- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 一般就労移行等促進
- (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等
- (5) 就労移行等連携調整事業

5　重度障害者に係る市町村特別支援

※　高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業から名称変更

（令和8年度予算（案））地域生活支援促進事業

都道府県事業

1 発達障害児者地域生活支援モデル事業
2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業
3 発達障害者支援体制整備事業
4 障害者虐待防止対策支援事業
5 障害者就業・生活支援センター事業
6 工賃向上計画支援等事業
7 障害者芸術・文化祭開催事業（※）
8 強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）
9 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業
10 成年後見制度普及啓発事業
11 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業
12 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
13 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
14 「心のバリアフリー」推進事業
15 身体障害者補助犬育成促進事業
16 発達障害児者及び家族等支援事業
17 発達障害診断待機解消事業
18 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
19 障害者ICTサポート総合推進事業
20 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業【拡充】
22 地域における読書バリアフリー体制強化事業
24 入院者訪問支援事業
25 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業 ※
26 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業
27 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業

※ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業から名称変更

市町村事業

1 発達障害児者地域生活支援モデル事業
4 障害者虐待防止対策支援事業
10 成年後見制度普及啓発事業
16 発達障害児者及び家族等支援事業
20 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業
21 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
22 地域における読書バリアフリー体制強化事業
23 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

移動支援事業の実施体制整備状況（令和6年度）

（資料1－2）

○　令和6年度末時点で移動支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で96.8%（1,685/1,741）。
○　都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。

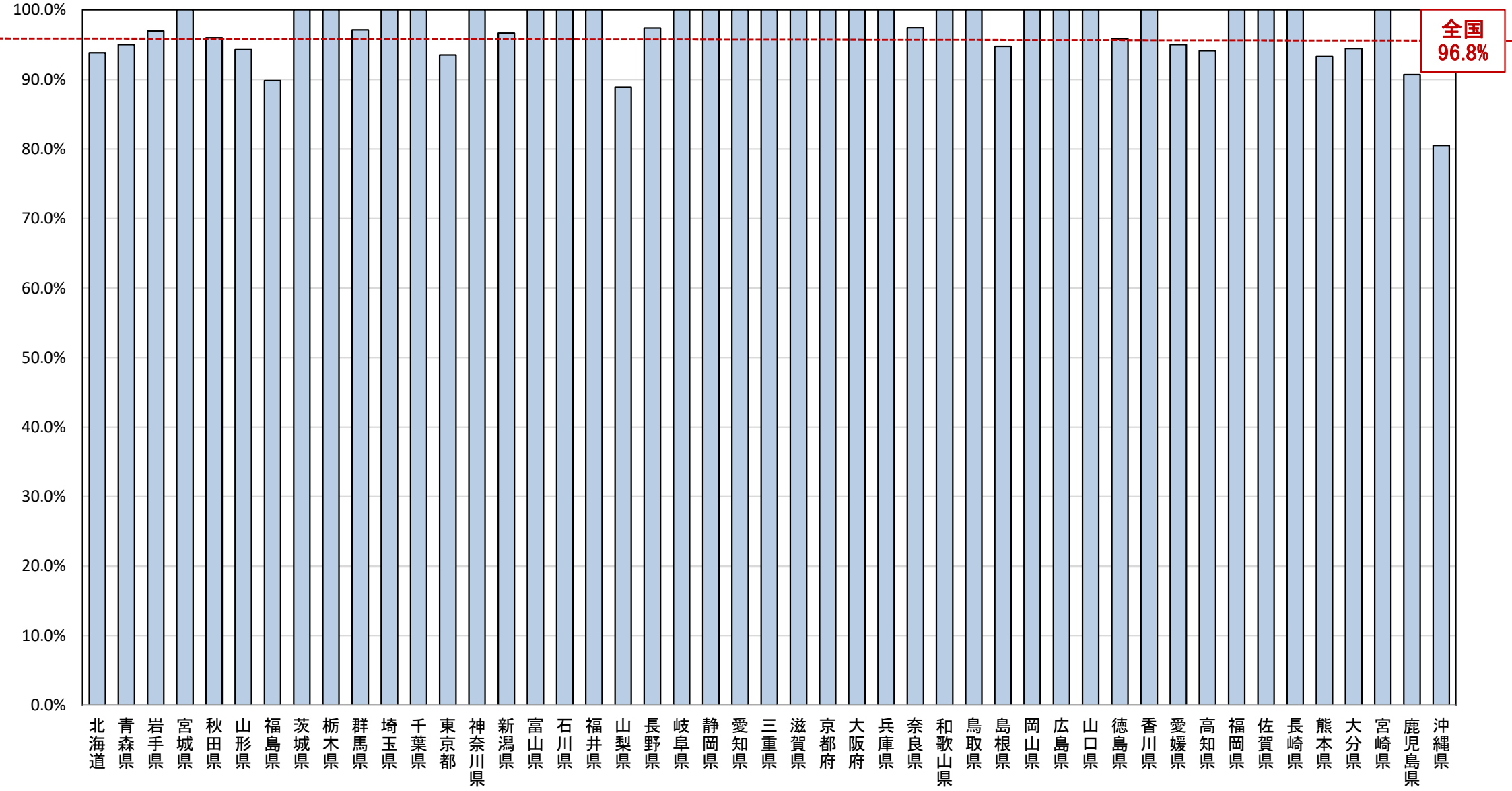

注）「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
（資料出所）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において、全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

（資料１－３）

地域活動支援センターの実施体制整備状況（令和６年度）

○　令和６年度末時点で地域活動支援センターの実施体制を有する市区町村の割合は全国で85.9%（1,495/1,741）。
○　都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。

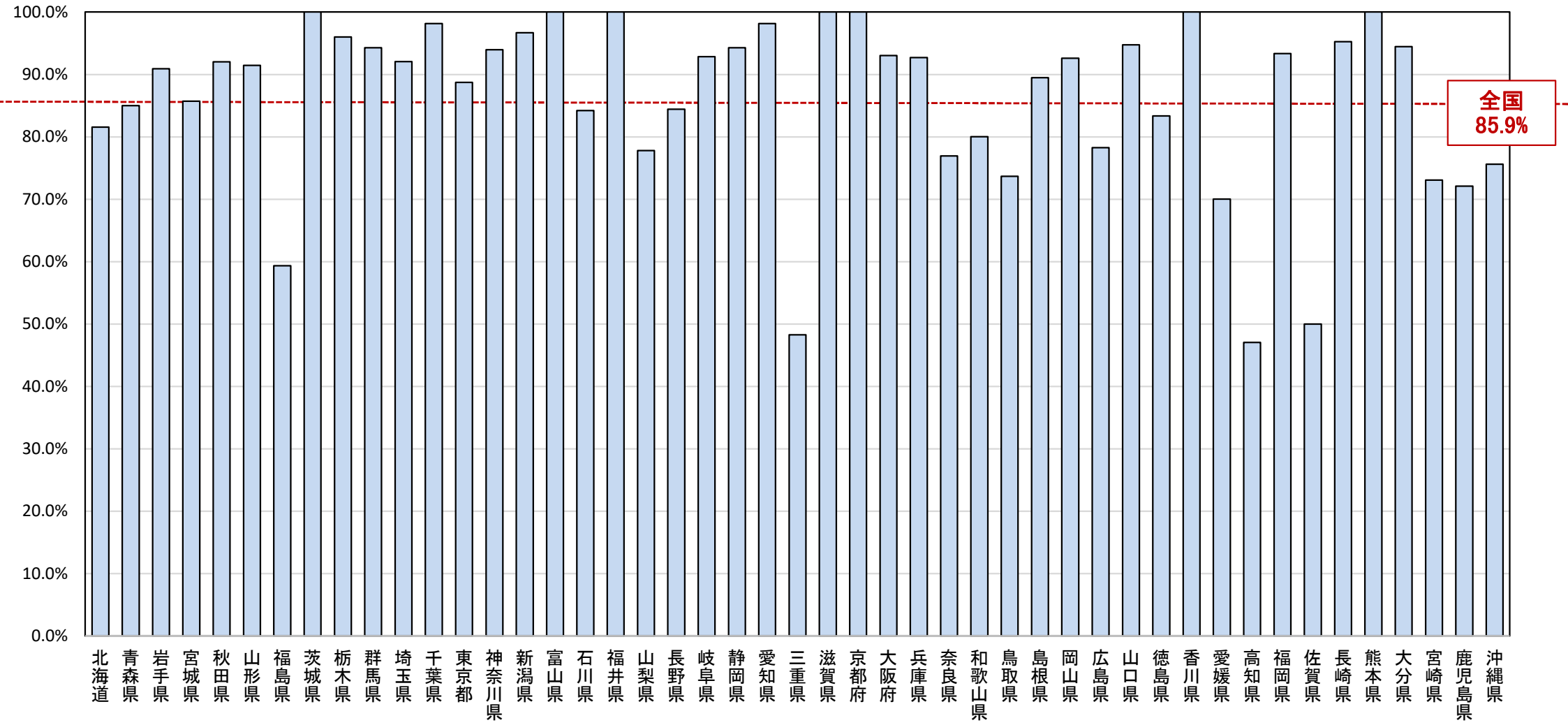

注1）「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
注2）基礎的事業（交付税措置分）についての実施体制を集計している（地域生活支援事業費等補助金による「地域活動支援センター機能強化事業」の実施体制に限らない）。
（資料出所）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

（資料１－４）

理解促進研修・啓発事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
教室等開催	■ 地域の聴覚障害者協会及び手話サークルの会員等が講師となり、聴覚障害者のコミュニケーション方法、生活上の困りごと、簡単な手話を地域住民に伝える市民手話講習会を開催。 ■ 障害を理解し、日常でのちょっとした手助けができる市民を増やしていくため、テキスト・ＤＶＤを使ったサポーター養成研修を開催。 ■ 地域の小学校や公民館等を訪問し、障害当事者による講話、車椅子・点字・アイマスク等を使用した障害体験授業、手話等の実技指導などを行う出前講座を開催。 ■ 小学校における授業の一環として手話学習を行い、障害のある方とコミュニケーションをとる方法を児童自身が考える機会を創出。
事業所訪問	■ 近隣市町での合同開催による地域の障害福祉事業所の見学を行うツアーの開催。 ■ 小学生が就労サービス事業所を訪問し、施設内の見学や作業体験・障害に関するクイズを実施。
イベント開催	■ 障害のある方と障害のない方とのふれあいを通して相互理解を深めること等を目的としたイベントの開催。 ■ 障害のある児童と障害のない児童との交流を目的としたポニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいイベントの開催。 ■ スポーツやゲーム形式により障害のある方の生活を体験できるようなコーナーを設けたイベントの開催。 ■ 月１回の頻度で、地域住民と障害のある方を招き、有志による音楽コンサート等を行うイベントの開催。
広報活動	■ 市と障害者団体が連携し市内のバリアフリーマップを作成し、市ホームページ・広報誌・ＦＭラジオを活用した広報を実施。 ■ 市内の大型商業施設等で、障害のある方への理解を深めるリーフレットを障害福祉サービス事業所の利用者により配布。 ■ 視覚障害のある方が白杖を垂直に頭上に掲げてＳＯＳを示す合図（白杖ＳＯＳシグナル）を示した際に、周囲の地域住民による積極的な声掛けとサポートを促す「白杖ＳＯＳシグナル運動」を展開しており、この運動に関するリーフレット等の作成・配布、パネルの作成・駅での掲出、市広報・ホームページ・情報誌・新聞・テレビ・ラジオを活用した広報活動などを実施。
その他の形式	■ 障害のある方の差別解消に関する啓発や、ヘルプマーク、ヘルプカードの作成・配布の実施。 ■ 多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする「あいサポーター」を育成するため、講座・説明会を開催。 ■ 市民総合文化祭が開催されている会場のブースに、食料品や小物雑貨を製造・販売している複数の障害者施設が出店を設け、施設の活動状況等をパネル等で紹介。

※ これまでの地域生活支援事業費等補助金実績報告をもとにし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成

自発的活動支援事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
ピアサポート （障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換等を行う活動支援）	■ ピアカウンセリング講座として語らいの場を設定し、テーマをもとに参加者が語り合う等の活動を支援。 ■ 障害のある方が生活スキルの向上や社会活動等の計画を作るなどのグループ活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族、地域住民が集い交流できる場を設置し、情報交換や悩みの共有などを行う活動を支援。
災害対策	■ 避難体験会・防災講演会を開催防災の手引き・福祉避難所の運営が円滑に行われるためのマニュアルの作成を実施。 ■ 災害時に備え障害のある方が取り組むべき内容や、災害時に地域住民に求められる取組に関するパンフレットを作成。 ■ 障害のある方から災害時に必要な支援に関する情報を聴き取り、災害時要援護者台帳を作成、併せて地域の機関・団体と連携し、見守りネットワークを構築。
孤立防止	■ 地域で生活している障害のある方の居宅を訪問し、日頃の状況の把握や地域や関係機関との関わりを創出するための活動を支援。 ■ 障害のある方の孤立化を防止するために行う訪問活動・学習活動を支援。
社会活動	■ 障害のある方が参加することを想定したお祭りなどの地域のイベントや地域住民との交流会を開催し、障害者等の社会活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族と地域住民が一体となって取り組む活動を支援。 ■ 障害のある方自らが地域住民に対して行う、障害についての啓発活動を支援。 ■ 障害のある方がその家族等と協力しながら、公共施設や公園の清掃を行う活動を支援。
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動	■ 障害のある方やその家族、またはそれを支えるボランティアが病気を正しく理解し、制度や社会資源を使えるようになることを目的とした家族・患者教室やボランティア育成講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 視覚障害のある方との交流活動や視覚障害のある方のために点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳を行うボランティアの入門講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 音訳のボランティア活動を実施する団体が、視覚障害のある方のために音訳CD等を作成し配布する活動や、その担い手確保のためのボランティア養成講座を開催する活動を支援。
その他の形式	■ 障害のある方の社会参加、地域との交流、外出意欲を促すため、障害のある方自身による物品販売などの自発的活動を地域住民に報告する活動を支援。 ■ 障害のある方が過疎地域等に出向き、当該地域における高齢者や生活困窮者の方の困りごとの手伝いや安否確認等を行うことで、地域でのコミュニティ構築や、障害のある方の働く機会を設ける。

※ これまでの地域生活支援事業費等補助金実績報告をもとにし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成

「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

○ 「心のバリアフリー推進事業」とは、障害福祉分野における様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互にコミュニケーションをとり支えあう取組である「心のバリアフリー」を広めるための取組を都道府県が実施する事業

心のバリアフリーを広めるための主な事業内容	
広報活動 ・ メディア展開	■ 管内の障害のある方を対象としたアンケートを実施し、実際にあった困りごとや希望する配慮等をまとめた普及啓発用冊子の作成・配布 ■ 障害の特性や障害のある方との日常での接し方について、新聞広告、TVCM、リーフレット・ハンドブック、ポスターなど多様なメディアを活用した広報展開を実施
イベント開催等	■ 管内の商業施設で障害の疑似体験や障害のある方が作成した作品を展示するイベントを開催 ■ 障害のある方と地域住民とがともに参加するシンポジウムを開催 ■ 障害のある方やその家族を講師による講演、パラリンピック出場者のトークイベント、ワークショップ等を実施するフォーラムを開催
各種ツール等の 普及啓発	【ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布・普及】 ■ ヘルプマーク（※1）・ヘルプカード（※2）の作成・配布 ※1 ヘルプマーク　義足や人工関節を使用している方・聴覚障害のある方・内部障害のある方・難病の方・妊娠初期の方など、外見からは容易に分からない方々が、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるよう、東京都が作成し普及を図っているマーク ※2 ヘルプカード　東京都が作成したヘルプマークがデザインされた緊急連絡先や必要な支援・配慮を記載することのできる携帯用カード ■ ヘルプマーク・ヘルプカードに関する普及啓発ポスターやリーフレットを作成し、管内の交通機関等で掲示・配布 【あいサポート運動の推進】 ■ あいサポート運動（※3）を実践する地域住民（あいサポーター）の養成、あいサポーター研修を実施できる地域住民（あいサポートメッセンジャー）の養成、あいサポート運動に取り組む企業等（あいサポート企業・団体）の認定等の取組を実施 ※3 あいサポート運動　鳥取県がはじめた、地域住民が多様な障害の理解に努め、障害のある方に温かく接し、障害のある方が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動 ■ あいサポート運動推進のためのバッジなどの啓発資料の作成・配布

※ これまでの「心のバリアフリー」推進事業実施計画書をもとにし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成

障害者に関係するマークの一例①

名称	概要等	連絡先
障害者のための 国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。 ※個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障害のある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さい。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523
盲人のための 国際シンボルマーク 	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL:03-5291-7885
身体障害者標識 （身体障害者マーク） 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL:03-3581-0141(代)

名称	概要等	連絡先
聴覚障害者標識 （聴覚障害者マーク） 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL:03-3581-0141(代)
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）について御協力をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046

出典）内閣府HP「障害者施策」

障害者に関係するマークの一例②

名称	概要等	連絡先
ヒアリングループマーク 	「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046
オストメイト用設備／オストメイト 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 TEL:03-5844-6265 FAX:03-5844-6294
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL:080-4824-9928
「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク)	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。	岐阜市 福祉事務所障がい福祉課 TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613

名称	概要等	連絡先
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当 TEL:03-5320-4147
手話マーク 	きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449
筆談マーク 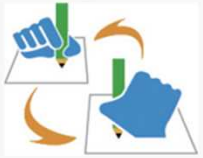	きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449

手話に関する施策の推進に関する法律（令和７年法律第78号）　概要①

目的（1条）

主管省庁：内閣府　関係省庁：こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省　　令和７年６月18日成立、同年６月25日公布施行

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

↓

手話に関する施策を総合的に推進

基本理念（2条）

① 手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする。
② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにする。
③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにする。

国・地方公共団体の責務（３条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する。

基本的施策（6条～18条）

※赤枠は厚労省が主で関係するもの。点線の赤枠は、他省庁も含めて厚労省が関係するもの。

①手話を必要とするこどもの手話の習得 の 支援（6条）

○こども・保護者に対する手話に関する情報提供　等
○乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
○保護者・家族に対する手話の学習機会の提供　等

②学校における手話による教育等（7条）

○手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
○手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
○手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

③大学等における配慮（8条）

○手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

④職場における環境の整備（9 条）

○手話を適切かつ 円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供 等

⑤地域における生活環境の整備等（ 10 条）

○地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
○災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

手話に関する施策の推進に関する法律（令和７年法律第78号） 概要②

基本的施策（6条～18条） ※前頁からの続き

⑥その他の手話の習得の支援（11 条）

○手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

⑦手話文化の保存・継承・発展（12 条）
※手話文化：手話及び手話による文化的所産

○文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

⑧国民の理解と関心の増進（13 条）

○手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
○学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

⑨手話の日（14条）

○９月23日を「手話の日」とする

⑩人材の確保等（15条）

○手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保 ・ 養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

⑪調査研究の推進等（16条）

○手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
○手話の習得のためのカリキュラムの開発 、 手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術 （デジタル技術など） を活用した機器等の開発 、 手話の習得・使用に関する調査研究 等 の推進 ・成果の普及

⑫国際交流の推進（17 条）

○手話を使用する者の国際的交流の支援
○手話文化に関する情報交換等の活動の支援

⑬手話を使用する者等の 意見の反映（18条）

○障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも 障害者基本法 に基づき策定 〕への 反映（4条）
○手話に関する 施策の実施に必要な 財政 上 の措置・法制 上の措置等 を講ずる（5 条）
○施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討 を 加 え る（附則2 項）

意思疎通支援事業の実施体制整備状況について（令和６年度）

（資料２－２）

○令和６年度末時点で意思疎通支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で90.8%（1581/1741）

	手話通訳者派遣事業（遠隔による手話通訳を除く）		手話通訳者派遣事業（遠隔による手話通訳のみ）		要約筆記者派遣事業（遠隔による要約筆記を除く）		要約筆記者派遣事業（遠隔による要約筆記のみ）		手話通訳者設置事業（遠隔による手話通訳を除く）		手話通訳者設置事業（遠隔による手話通訳のみ）		点訳による支援事業		代筆による支援事業		代読による支援事業		音声訳による支援事業		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		その他の支援事業		意思疎通（全体）	
	R6年度		R6年度		R6年度		R6年度		R6年度		R6年度		R6年度		R6年度		R6年度		R6年度		R6年度		R6年度		R6年度		R6年度	
	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合	実施体制あり自治体数	割合
北海道	143	80.8%	34	19.2%	52	29.4%	14	7.9%	23	13.0%	22	12.4%	7	4.0%	6	3.4%	6	3.4%	6	3.4%	6	3.4%	4	2.3%	4	2.3%	147	83.1%
青森県	37	88.1%	9	21.4%	31	73.8%	7	16.7%	13	31.0%	7	16.7%	2	4.8%	3	7.1%	3	7.1%	3	7.1%	2	4.8%	2	4.8%	2	4.8%	39	92.9%
岩手県	32	97.0%	8	24.2%	24	72.7%	4	12.1%	7	21.2%	2	6.1%	2	6.1%	3	9.1%	1	3.0%	2	6.1%	1	3.0%	1	3.0%	3	9.1%	32	97.0%
宮城県	32	91.4%	7	20.0%	29	82.9%	6	17.1%	9	25.7%	4	11.4%	4	11.4%	3	8.6%	4	11.4%	3	8.6%	3	8.6%	2	5.7%	2	5.7%	32	91.4%
秋田県	22	88.0%	1	4.0%	18	72.0%	0	0.0%	6	24.0%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	22	88.0%
山形県	29	82.9%	0	0.0%	21	60.0%	0	0.0%	8	22.9%	2	5.7%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	29	82.9%
福島県	48	81.4%	27	45.8%	30	50.8%	13	22.0%	10	16.9%	16	27.1%	5	8.5%	4	6.8%	2	3.4%	2	3.4%	2	3.4%	1	1.7%	2	3.4%	48	81.4%
茨城県	44	100.0%	3	6.8%	42	95.5%	0	0.0%	8	18.2%	3	6.8%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	44	100.0%
栃木県	25	100.0%	6	24.0%	23	92.0%	3	12.0%	6	24.0%	3	12.0%	1	4.0%	1	4.0%	1	4.0%	0	0.0%	1	4.0%	1	4.0%	0	0.0%	25	100.0%
群馬県	33	94.3%	7	20.0%	30	85.7%	3	8.6%	18	51.4%	6	17.1%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.7%	1	2.9%	0	0.0%	1	2.9%	33	94.3%
埼玉県	63	100.0%	15	23.8%	61	96.8%	2	3.2%	21	33.3%	10	15.9%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.8%	4	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	63	100.0%
千葉県	54	100.0%	11	20.4%	51	94.4%	3	5.6%	26	48.1%	12	22.2%	5	9.3%	4	7.4%	4	7.4%	5	9.3%	4	7.4%	6	11.1%	3	5.6%	54	100.0%
東京都	53	85.5%	22	35.5%	52	83.9%	18	29.0%	40	64.5%	23	37.1%	3	4.8%	9	14.5%	9	14.5%	4	6.5%	3	4.8%	11	17.7%	1	1.6%	53	85.5%
神奈川県	33	100.0%	6	18.2%	31	93.9%	2	6.1%	22	66.7%	4	12.1%	2	6.1%	1	3.0%	1	3.0%	2	6.1%	4	12.1%	4	12.1%	2	6.1%	33	100.0%
新潟県	26	86.7%	6	20.0%	23	76.7%	0	0.0%	8	26.7%	3	10.0%	4	13.3%	1	3.3%	2	6.7%	4	13.3%	1	3.3%	0	0.0%	2	6.7%	26	86.7%
富山県	15	100.0%	3	20.0%	15	100.0%	2	13.3%	2	13.3%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15	100.0%
石川県	19	100.0%	7	36.8%	18	94.7%	2	10.5%	15	78.9%	6	31.6%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	2	10.5%	1	5.3%	0	0.0%	1	5.3%	19	100.0%
福井県	16	94.1%	3	17.6%	12	70.6%	1	5.9%	8	47.1%	3	17.6%	2	11.8%	2	11.8%	2	11.8%	2	11.8%	1	5.9%	1	5.9%	1	5.9%	16	94.1%
山梨県	22	81.5%	0	0.0%	20	74.1%	0	0.0%	8	29.6%	1	3.7%	3	11.1%	0	0.0%	1	3.7%	4	14.8%	1	3.7%	12	44.4%	0	0.0%	22	81.5%
長野県	54	70.1%	31	40.3%	45	58.4%	16	20.8%	18	23.4%	10	13.0%	9	11.7%	8	10.4%	9	11.7%	10	13.0%	3	3.9%	1	1.3%	3	3.9%	56	72.7%
岐阜県	39	92.9%	1	2.4%	31	73.8%	0	0.0%	14	33.3%	2	4.8%	2	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	39	92.9%
静岡県	33	94.3%	8	22.9%	27	77.1%	2	5.7%	17	48.6%	3	8.6%	2	5.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.7%	33	94.3%
愛知県	53	98.1%	4	7.4%	50	92.6%	2	3.7%	41	75.9%	12	22.2%	2	3.7%	3	5.6%	3	5.6%	3	5.6%	2	3.7%	2	3.7%	0	0.0%	53	98.1%
三重県	29	100.0%	9	31.0%	23	79.3%	5	17.2%	12	41.4%	5	17.2%	2	6.9%	2	6.9%	2	6.9%	2	6.9%	2	6.9%	2	6.9%	2	6.9%	29	100.0%
滋賀県	19	100.0%	14	73.7%	18	94.7%	6	31.6%	14	73.7%	7	36.8%	2	10.5%	1	5.3%	1	5.3%	3	15.8%	5	26.3%	1	5.3%	0	0.0%	19	100.0%
京都府	26	100.0%	5	19.2%	26	100.0%	1	3.8%	22	84.6%	1	3.8%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	11.5%	3	11.5%	1	3.8%	4	15.4%	26	100.0%
大阪府	42	97.7%	11	25.6%	36	83.7%	6	14.0%	33	76.7%	9	20.9%	1	2.3%	0	0.0%	1	2.3%	2	4.7%	2	4.7%	1	2.3%	2	4.7%	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	27	65.9%	40	97.6%	15	36.6%	29	70.7%	17	41.5%	2	4.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.9%	6	14.6%	8	19.5%	3	7.3%	41	100.0%
奈良県	31	79.5%	11	28.2%	23	59.0%	4	10.3%	18	46.2%	8	20.5%	1	2.6%	1	2.6%	0	0.0%	1	2.6%	1	2.6%	1	2.6%	3	7.7%	31	79.5%
和歌山県	30	100.0%	8	26.7%	25	83.3%	5	16.7%	10	33.3%	5	16.7%	0	0.0%	3	10.0%	3	10.0%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	2	10.5%	17	89.5%	2	10.5%	15	78.9%	4	21.1%	5	26.3%	2	10.5%	2	10.5%	2	10.5%	2	10.5%	14	73.7%	2	10.5%	19	100.0%
島根県	14	73.7%	3	15.8%	15	78.9%	2	10.5%	10	52.6%	6	31.6%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	0	0.0%	15	78.9%
岡山県	26	96.3%	17	63.0%	24	88.9%	5	18.5%	15	55.6%	10	37.0%	3	11.1%	1	3.7%	2	7.4%	5	18.5%	2	7.4%	2	7.4%	0	0.0%	26	96.3%
広島県	22	95.7%	6	26.1%	21	91.3%	3	13.0%	12	52.2%	6	26.1%	3	13.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	13.0%	2	8.7%	2	8.7%	2	8.7%	22	95.7%
山口県	19	100.0%	1	5.3%	19	100.0%	1	5.3%	8	42.1%	5	26.3%	2	10.5%	2	10.5%	1	5.3%	2	10.5%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	19	100.0%
徳島県	24	100.0%	2	8.3%	21	87.5%	2	8.3%	11	45.8%	2	8.3%	4	16.7%	5	20.8%	2	8.3%	2	8.3%	1	4.2%	1	4.2%	0	0.0%	24	100.0%
香川県	17	100.0%	3	17.6%	16	94.1%	2	11.8%	7	41.2%	5	29.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	11.8%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	17	100.0%
愛媛県	19	95.0%	6	30.0%	15	75.0%	3	15.0%	10	50.0%	4	20.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	95.0%
高知県	31	91.2%	4	11.8%	27	79.4%	2	5.9%	3	8.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	20	58.8%	0	0.0%	32	94.1%
福岡県	59	98.3%	18	30.0%	26	43.3%	5	8.3%	31	51.7%	12	20.0%	2	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.3%	2	3.3%	0	0.0%	2	3.3%	59	98.3%
佐賀県	18	90.0%	2	10.0%	17	85.0%	1	5.0%	5	25.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18	90.0%
長崎県	19	90.5%	4	19.0%	15	71.4%	4	19.0%	11	52.4%	5	23.8%	1	4.8%	2	9.5%	2	9.5%	3	14.3%	2	9.5%	1	4.8%	1	4.8%	20	95.2%
熊本県	40	88.9%	12	26.7%	37	82.2%	4	8.9%	13	28.9%	1	2.2%	1	2.2%	1	2.2%	1	2.2%	2	4.4%	1	2.2%	1	2.2%	0	0.0%	40	88.9%
大分県	18	100.0%	2	11.1%	15	83.3%	1	5.6%	15	83.3%	1	5.6%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18	100.0%
宮崎県	25	96.2%	1	3.8%	21	80.8%	1	3.8%	4	15.4%	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	25	96.2%
鹿児島県	27	62.8%	8	18.6%	14	32.6%	6	14.0%	10	23.3%	1	2.3%	4	9.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.0%	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	27	62.8%
沖縄県	29	70.7%	9	22.0%	22	53.7%	3	7.3%	16	39.0%	3	7.3%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	29	70.7%
合計	**1,569**	**90.1%**	**404**	**23.2%**	**1,269**	**72.9%**	**189**	**10.9%**	**682**	**39.2%**	**274**	**15.7%**	**101**	**5.8%**	**72**	**4.1%**	**69**	**4.0%**	**109**	**6.3%**	**80**	**4.6%**	**107**	**6.1%**	**53**	**3.0%**	**1,581**	**90.8%**

注）「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
なお、市区町村において実施体制がない場合であって都道府県において実施している専門性の高い意思疎通支援を行うものの派遣事業で対応している場合もある。（資料2－4）参照

（資料出所）厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741市町村及び特別区からの回答を集計

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業の実施体制整備状況について（令和６年度）

（資料２－３）

都道府県（47都道府県）

	①手話通訳者	②要約筆記者	③盲ろう者向け通訳・介助員	④失語症者向け意思疎通支援者
北海道	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○
宮城県	○	○	○	○
秋田県	○	○	○	×
山形県	○	○	○	○
福島県	○	○	○	○
茨城県	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○
埼玉県	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○
東京都	○	○	○	○
神奈川県	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○
福井県	○	○	○	○
山梨県	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○
岐阜県	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○
滋賀県	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○
奈良県	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○
島根県	○	○	○	×
岡山県	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○
高知県	○	○	○	○
福岡県	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○
大分県	○	○	○	○
宮崎県	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○
沖縄県	○	○	○	○
合計	47	47	47	45

指定都市（20市）

	①手話通訳者	②要約筆記者	③盲ろう者向け通訳・介助員	④失語症者向け意思疎通支援者
札幌市	○	○	○	○
仙台市	○	○	○	○
さいたま市	○	○	○	○
千葉市	○	○	○	×
横浜市	○	○	×	×
川崎市	○	○	×	×
相模原市	○	○	×	○
新潟市	○	○	○	○
静岡市	○	○	○	○
浜松市	○	○	○	○
名古屋市	○	○	○	×
京都市	○	○	○	×
大阪市	○	○	○	○
堺市	○	○	○	○
神戸市	○	○	○	○
岡山市	○	○	○	○
広島市	○	○	○	○
北九州市	○	○	○	×
福岡市	○	○	○	×
熊本市	○	○	○	×
	20	20	17	12

中核市（62市）

	①手話通訳者	②要約筆記者	③盲ろう者向け通訳・介助員	④失語症者向け意思疎通支援者
函館市	○	○	○	×
旭川市	○	○	○	×
青森市	○	×	×	×
八戸市	×	×	×	×
盛岡市	×	×	×	×
秋田市	×	×	×	×
山形市	○	○	○	○
福島市	×	×	×	×
郡山市	○	×	×	×
いわき市	○	○	×	×
水戸市	○	○	○	○
宇都宮市	○	○	○	○
前橋市	○	○	○	○
高崎市	○	○	○	○
川越市	○	○	○	○
川口市	○	×	×	×
越谷市	○	○	○	○
船橋市	×	×	○	×
柏市	○	○	○	×
八王子市	○	○	○	○
横須賀市	○	○	○	○
富山市	×	×	×	×
金沢市	○	○	○	×
福井市	×	×	×	×
甲府市	○	○	×	×
長野市	○	○	○	○
松本市	○	○	○	○
岐阜市	○	○	×	×
豊橋市	×	×	×	×
岡崎市	○	○	×	×
一宮市	×	×	×	×
豊田市	○	×	×	×
大津市	×	×	×	×
豊中市	○	○	○	○
吹田市	○	○	○	○
高槻市	○	○	○	○
枚方市	○	○	×	×
八尾市	○	○	○	○
寝屋川市	○	○	○	×
東大阪市	○	○	○	○
姫路市	×	○	○	○
尼崎市	○	○	○	○
明石市	○	○	○	○
西宮市	○	○	○	○
奈良市	×	×	×	×
和歌山市	○	○	○	×
鳥取市	○	○	○	○
松江市	○	○	○	×
倉敷市	○	○	○	○
呉市	×	×	×	×
福山市	○	○	○	○
下関市	○	○	○	○
高松市	○	○	○	○
松山市	○	○	○	○
高知市	○	○	○	○
久留米市	×	○	○	×
長崎市	○	○	○	×
佐世保市	○	○	○	×
大分市	○	○	○	×
宮崎市	○	○	×	×
鹿児島市	○	○	○	×
那覇市	○	○	○	×
	48	46	41	27

まとめ

①手話通訳者

47都道府県・68政令市・中核市（89.1%）

②要約筆記者

47都道府県・66政令市・中核市（87.6%）

③盲ろう者向け通訳・介助員

47都道府県・58政令市・中核市（81.4%）

④失語症者向け意思疎通支援者

45都道府県・39政令市・中核市（65.1%）

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況について（令和６年度）

（資料２－４）

都道府県（47都道府県）

	(2)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業					
	①手話通訳者（遠隔による手話通訳を除く）	②手話通訳者（遠隔による手話通訳のみ）	③要約筆記者（遠隔による要約筆記を除く）	④要約筆記者（遠隔による要約筆記のみ）	⑤盲ろう者向け通訳・介助員	⑥失語症者向け意思疎通支援者
			実施体制の有無	実施体制の有無	実施体制の有無	実施体制の有無
北海道	○	×	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	×	○	×	○	○
宮城県	×	○	×	×	○	×
秋田県	○	○	○	×	○	×
山形県	×	○	○	×	○	×
福島県	○	○	○	×	○	○
茨城県	○	○	○	○	○	○
栃木県	○	×	○	×	○	○
群馬県	○	×	○	×	○	×
埼玉県	○	○	○	○	○	×
千葉県	○	×	○	×	○	×
東京都	○	○	○	○	○	○
神奈川県	×	○	×	×	○	○
新潟県	○	○	○	○	○	×
富山県	○	×	○	×	○	×
石川県	○	×	○	×	○	×
福井県	○	○	○	×	○	○
山梨県	○	○	○	×	○	○
長野県	○	○	○	×	○	×
岐阜県	○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	×	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	×	○	×
滋賀県	○	○	○	×	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	×	○	○
兵庫県	○	○	○	○	○	○
奈良県	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○	○
島根県	○	○	○	×	○	×
岡山県	○	○	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	×	○	×
徳島県	○	○	○	○	○	×
香川県	○	×	○	×	○	○
愛媛県	○	×	○	×	○	×
高知県	×	×	×	×	○	×
福岡県	○	○	○	×	○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	○
長崎県	×	×	×	×	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○	×	×	○	×
宮崎県	○	×	○	×	○	○
鹿児島県	○	○	○	×	○	○
沖縄県	○	○	○	○	○	○
合計	42	35	42	19	47	30

指定都市（20市）

	①手話通訳者（遠隔による手話通訳を除く）	②手話通訳者（遠隔による手話通訳のみ）	③要約筆記者（遠隔による要約筆記を除く）	④要約筆記者（遠隔による要約筆記のみ）	⑤盲ろう者向け通訳・介助員	⑥失語症者向け意思疎通支援者
			実施体制の有無	実施体制の有無	実施体制の有無	実施体制の有無
札幌市	○	○	○	○	○	○
仙台市	○	×	○	×	○	×
さいたま市	×	×	×	×	○	×
千葉市	○	○	○	×	○	×
横浜市	○	○	○	○	×	×
川崎市	○	○	○	○	×	×
相模原市	○	×	○	×	○	○
新潟市	×	×	×	×	○	×
静岡市	×	×	×	×	○	×
浜松市	×	×	×	×	○	×
名古屋市	○	○	○	○	○	○
京都市	○	×	○	×	○	×
大阪市	○	○	○	×	○	○
堺市	×	×	×	×	○	×
神戸市	○	○	○	×	○	○
岡山市	○	○	○	×	○	○
広島市	○	○	○	×	○	○
北九州市	○	×	○	×	○	×
福岡市	×	×	×	×	○	×
熊本市	○	○	○	×	○	×
	14	10	14	4	18	7

中核市（62市）

	①手話通訳者（遠隔による手話通訳を除く）	②手話通訳者（遠隔による手話通訳のみ）	③要約筆記者（遠隔による要約筆記を除く）	④要約筆記者（遠隔による要約筆記のみ）	⑤盲ろう者向け通訳・介助員	⑥失語症者向け意思疎通支援者
			実施体制の有無	実施体制の有無	実施体制の有無	実施体制の有無
函館市	○	○	○	×	○	×
旭川市	○	○	○	×	○	×
青森市	○	×	×	×	×	×
八戸市	×	×	×	×	×	×
盛岡市	×	×	×	×	×	×
秋田市	×	×	×	×	×	×
山形市	○	○	○	○	○	×
福島市	×	×	×	×	×	×
郡山市	○	×	×	×	×	×
いわき市	○	○	×	×	×	×
水戸市	○	○	○	○	○	○
宇都宮市	○	○	○	○	○	○
前橋市	○	○	○	○	×	×
高崎市	○	○	○	○	×	×
川越市	○	○	○	○	○	×
川口市	○	×	×	×	×	×
越谷市	○	○	○	○	○	×
船橋市	×	×	○	×	○	×
柏市	○	○	○	×	○	×
八王子市	○	○	○	○	○	○
横須賀市	○	○	○	○	○	○
富山市	×	×	×	×	×	×
金沢市	○	○	○	×	○	×
福井市	×	×	×	×	×	×
甲府市	○	○	×	×	○	○
長野市	○	○	○	○	○	×
松本市	○	○	○	○	○	×
岐阜市	○	○	×	×	×	×
豊橋市	×	×	×	×	×	×
岡崎市	○	○	×	×	×	×
一宮市	×	×	×	×	×	×
豊田市	○	×	×	×	×	×
大津市	×	×	×	×	○	×
豊中市	○	○	○	○	○	○
吹田市	○	○	○	○	○	○
高槻市	○	○	○	○	○	○
枚方市	○	○	×	×	×	×
八尾市	○	○	○	○	○	○
寝屋川市	○	○	○	×	○	×
東大阪市	○	○	○	○	○	×
姫路市	×	○	○	○	○	○
尼崎市	○	○	○	○	○	○
明石市	○	○	○	○	○	○
西宮市	○	○	○	○	○	○
奈良市	×	×	×	×	×	×
和歌山市	○	○	○	×	○	×
鳥取市	○	○	○	○	○	○
松江市	○	○	○	×	○	×
倉敷市	○	○	○	○	○	○
呉市	×	×	×	×	○	○
福山市	○	○	○	○	○	○
下関市	○	○	○	○	○	×
高松市	○	○	○	○	○	×
松山市	○	○	○	○	○	×
高知市	○	○	○	○	○	×
久留米市	×	○	○	×	○	×
長崎市	○	○	○	×	○	×
佐世保市	○	○	○	×	○	×
大分市	○	○	○	×	○	×
宮崎市	○	○	×	×	×	×
鹿児島市	○	○	○	×	○	×
那覇市	○	○	○	×	○	×
	48	46	41	27	42	17

まとめ

○手話通訳者（遠隔による手話通訳を除く）
　42都道府県・62政令市・中核市（80.6%）
○手話通訳者（遠隔による手話通訳のみ）
　35都道府県・56政令市・中核市（70.5%）
○要約筆記者（遠隔による要約筆記を除く）
　42都道府県・55政令市・中核市（75.2%）
○要約筆記者（遠隔による要約筆記のみ）
　19都道府県・31政令市・中核市（38.8%）
○盲ろう者向け通訳・介助員
　47都道府県・60政令市・中核市（82.9%）
○失語症者向け意思疎通支援者
　30都道府県・24政令市・中核市（41.9%）

意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業（地域生活支援促進事業）

（資料２－５）

1 事業の目的

現に手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者として意思疎通支援に携わる者のスキルアップを図るとともに、手話通訳士の確保及び資質の向上を図る。また、地域における計画的な意思疎通支援者の養成を推進することにより、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加を目的とする。

2 実施主体

都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

3 実施内容

(1) 現任職員スキルアップ支援事業

ア　手話通訳士スキルアップ支援事業

手話通訳士を対象として、その知識及び技能等の向上を図る現任研修を実施。

イ　手話通訳者スキルアップ支援事業

手話通訳士の資格取得を目指す手話通訳者を対象として、手話通訳士の資格取得に向けた手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る現任研修を実施。

ウ　手話奉仕員スキルアップ支援事業

手話通訳者を目指す手話奉仕員を対象として、現任研修を実施。

エ　要約筆記者スキルアップ支援事業

要約筆記者を対象として、現任研修を実施。（要約筆記奉仕員から要約筆記者へのステップアップを目的に研修を実施することも可能）

オ　盲ろう者向け通訳・介助員スキルアップ支援事業

盲ろう者向け通訳・介助員を対象として、技能等の向上を図る現任研修を実施する。

カ　失語症者向け意思疎通支援者キャリアパス構築支援事業【追加】

失語症者向け意思疎通支援者を対象として、技能等の向上を図る現任研修を実施する。

(2) 地域における意思疎通支援者の計画的な養成支援事業

ア　地域における意思疎通支援者の計画的な養成支援事業

手話通訳者をはじめ意思疎通支援を行う者の地域における養成を促進するため、県及び政令市のレベルでコーディネーターを配置し、地域の課題などの把握や、市町村で行う事業と都道府県で行う事業とを連携させること等により、支援者の質と量の充実を図る。

イ　地域における若年層の意思疎通支援者養成研修事業【追加】

若年層の手話通訳者の養成の促進のため、若年層を対象として、地域の大学等において手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る養成研修を実施する。

若年層向け意思疎通支援者養成研修事業

（地域生活支援促進事業「意思疎通支援従事者キャリアパス構築事業」の一部）

障害保健福祉部企画課
自立支援振興室（内線3076）

（資料2－6）

1 事業の目的

令和８年度予算額案　505億円の内数（502億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

手話通訳者など支援人材の高齢化が深刻化しており、持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた人材確保対策は喫緊の課題であることから、大学生など若年層を中心とした手話通訳者の養成事業を促進することで、支援人材の若年化を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

（１）事業内容

地域の大学などを活用し、大学生など若年層を受講対象とした、講義内容の質を確保しつつ短期集中的なスケジュールによる手話通訳者等の養成研修を行うことで、支援者の効率的な若年化と人材確保を図る。

（２）実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

（３）補助率：国１／２　都道府県・指定都市・中核市：１／２

（４）スキーム（イメージ）

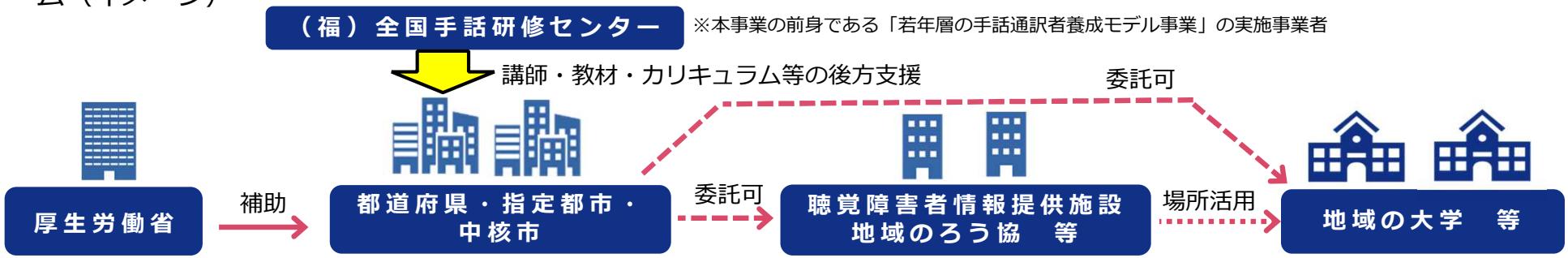

（参考）通常の養成研修との主な相違点

○受講対象者は若年層に特化（概ね35歳以下）

○地域の大学等と連携し、若者が受講しやすい公開講座などによる実施。

○通常２年間程度を要する手話奉仕員・手話通訳者の養成カリキュラムを１年間で修了（到達目標：手話奉仕員養成コースは全国手話検定試験２級程度、手話通訳養成コースは全国手話統一試験合格）

○講師、使用教材、（厚生労働省カリキュラムに基づく）若年層向け事業専用カリキュラムなど、円滑な事業実施に向けた、社会福祉法人全国手話研修センターによる後方支援あり。

（資料２－７）

障害者等のＩＣＴ機器利用支援事業

障害者等のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、各自治体が設置するICTサポートセンター（ ICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行う拠点：地域生活支援事業等）の活動を支援する「ICTサポートセンター連携事務局」を設置し、ICTサポートセンターにおける取組の好事例の横展開、情報の共有機会の提供等により、地域における障害者等のICT機器利用に関する相談体制等の充実を図る。（令和４年度創設）

事業のイメージ

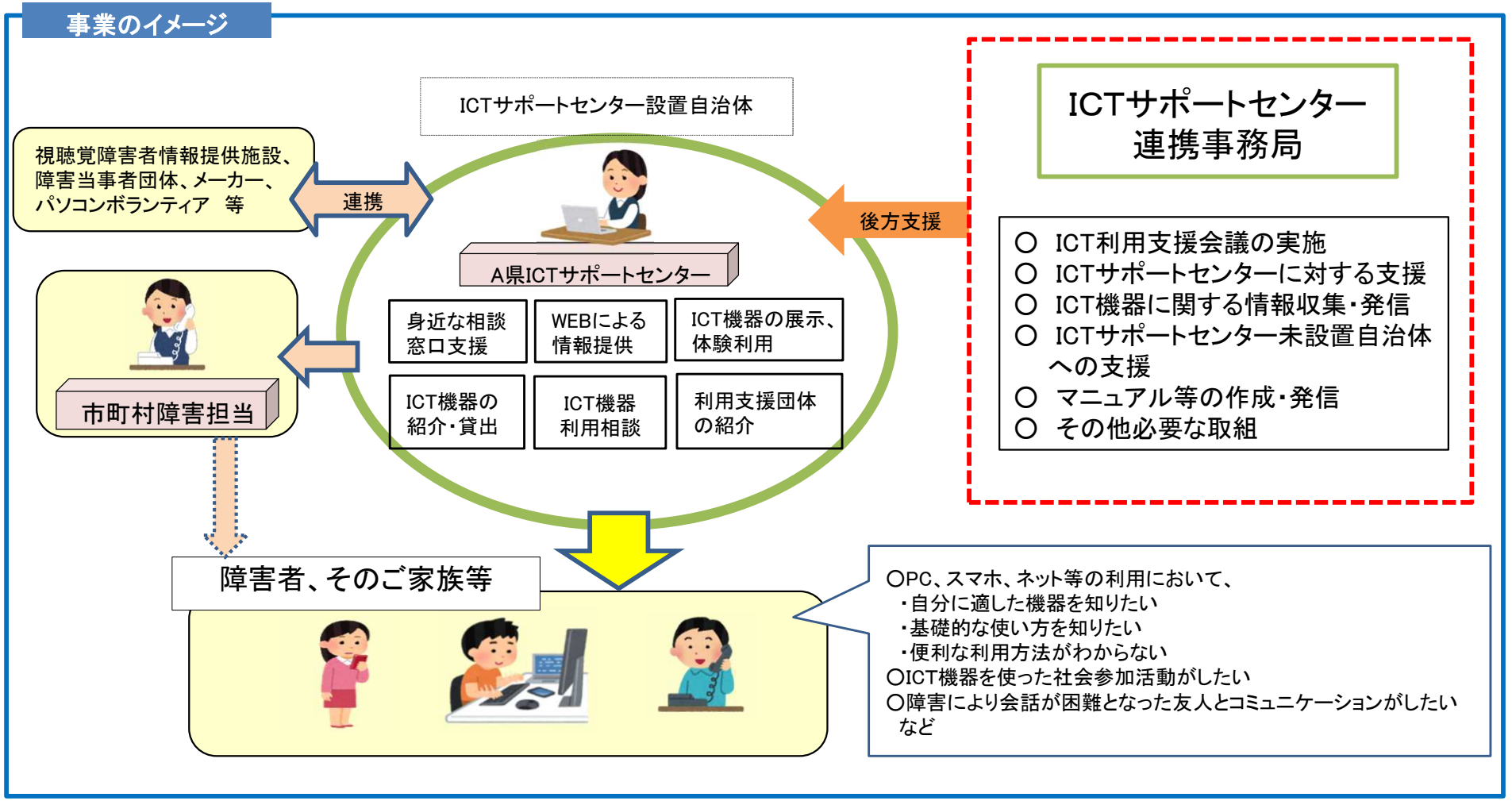

ICTサポートセンターによる取組事例　（滋賀県）

（資料2－8）

はぐくむ絆
NPO法人
滋賀県
社会就労事業
振興センター

【事例】「滋賀県障害者ICT支援センター」（NPO）滋賀県社会就労事業振興センター（滋賀県草津市）

滋賀県のICTサポートセンターでは、ICT機器の使用希望のある利用者に対して、様々な支援機関と連携を取りながら支援を行っている。ICT機器の選定にあたっては、機器メーカーだけでなく、支援をコーディネートするケアマネや計画相談、日々の支援を提供するヘルパー、ご家族や支援機関等と緊密に関わることで、適切な支援の提供に努めている。 また、地域の障害者支援に携わる多職種でネットワークを形成＝通称「デジ滋賀」。支援において発生した対応が困難な事例に対して、それぞれの専門的見地から意見交換を行い、支援の充実及び解決に繋げている。

＜連携機関一覧＞

連携機関	連携内容
保健所 障害者センター 病院 地域活動支援センター	利用者の相談
ケアマネ 計画相談 ヘルパー 訪問系サービス事業所	利用者のアセスメントやモニタリング結果の共有、ICT機器や環境整備の相談
市役所	各種補助金等の相談
支援機器メーカー	機器の相談
他県のICTサポートセンター	情報共有・事例相談

＜連携イメージ例＞

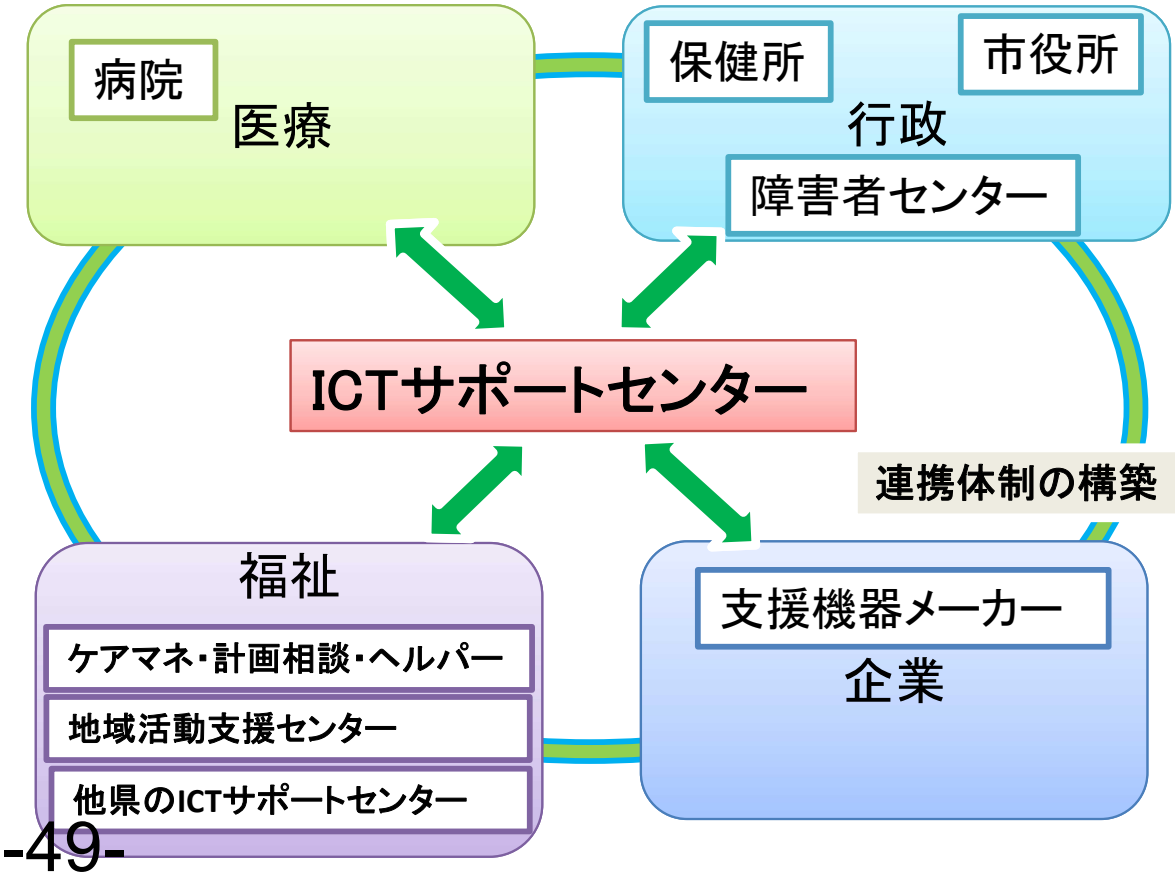

ICTサポートセンターによる取組事例　（滋賀県）

【事例】「滋賀県障害者ICT支援センター」（NPO）滋賀県社会就労事業振興センター（滋賀県草津市）

ALSの障害をお持ちの方がパソコンを使用して家族とコミュニケーションを取るために、センターの職員が関係機関等と連携して、支援した事例

①保健所からALSの障害をお持ちの方とそのご家族から、パソコン等でコミュニケーションを取りたいと相談を受け、ICTサポートセンターへ対応の依頼があった。

②利用者の自宅へ訪問し、利用者本人＋ご家族のアセスメント実施。主訴は、家族とコミュニケーションを取るために、パソコンを使用したいが、マウスやキーボードの操作は、利用者の負担が少ないものを使用したいとのこと。アセスメントの結果、手の拘縮があっても利用しやすいマウスやスイッチを提案。

③日々支援されるケアマネ等関係機関とも連携し、使用状況の報告を依頼。

④使用状況を利用者本人＋ご家族、関係機関と確認し、状況に応じて、支援機器メーカーや市役所と共有。最も適している支援機器を決定。

⑤支援機器を決定した後も、使用状況をケアマネ及びヘルパー、ご家族から共有してもらい、必要に応じ、利用者宅への訪問を実施。

＜連携イメージ＞

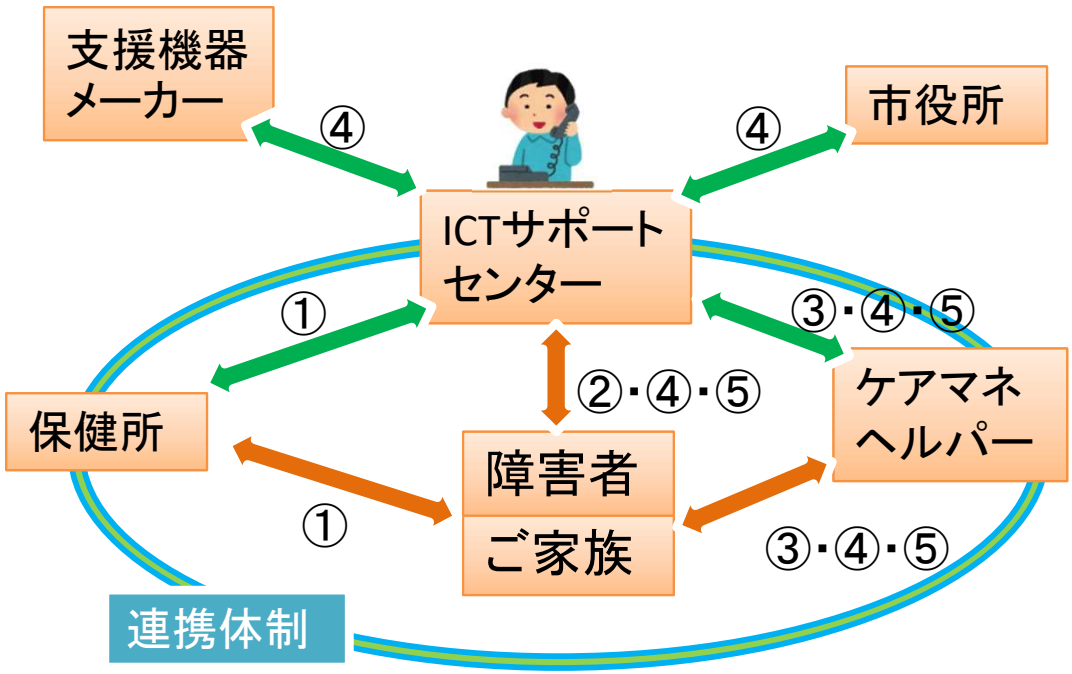

支援者同士のネットワーク形成＝デジ滋賀の取組

障害者支援に携わる多職種でネットワークを形成。支援において発生した対応が困難な事例に対して、それぞれの専門的な見地から意見交換を行い、よりよい支援に繋げていくもの。

はぐくむ絆
NPO法人
滋賀県
社会就労事業
振興センター

地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（鳥取県）

点字図書館と公共図書館が共催で定期的な「聞く読書の体験会」を実施（点字図書館と公共図書館の連携）

取組内容

・活字による読書が困難な高齢者・視覚障がい者等が、音声デイジーやマルチメディアデイジーを利用して読書を楽しめる取組、また一般市民への読書バリアフリーの周知啓発活動として、境港市民図書館と鳥取県ライトハウス点字図書館が共催で県内初の定期的な「聞く読書の体験会」を実施した。
【対象】境港市民、近隣市町村民
【実施回数】年間12回（月１回、第３木曜日、14:00～16:30）
【場所】境港市民交流センター１階エントラスホール（境港市民図書館入口前）

ポイント（工夫した点など）

・鳥取県ライトハウス点字図書館が毎月チラシを作成。境港市民図書館がチラシの配布とともに、定期的に境港市報に体験会情報を掲載。
・体験会では鳥取県ライトハウス点字図書館が来訪者へ説明を行い、読書バリアフリーについてさらに知りたい人には、境港市民図書館司書が図書館にある大活字本やＬＬブック、拡大読書器等についてご案内、説明する。

事業により得られた成果

・　「聞く読書の体験会」体験者累計：80名、サピエ図書館の利用者：４名増（令和８年１月現在）
・近隣の公共図書館の読書バリアフリー担当司書だけでなく、高齢者施設職員や放課後等デイサービスや学童保育の関係者、視覚障がい者に関わるヘルパーや出版社関係者（視覚障がい者のための音声録音専門職）も視察に来訪。
・境港市の民生委員等支援者の中でも話題に上がっており、一般市民からも「一度来てみたかった」という声があり、多方面から注目されている。

NET119緊急通報システムの概要

会話に不自由な聴覚・言語機能障害者が、いつでも全国どこからでも、スマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム。

通報の流れ（イメージ）

スマートフォン画面

通報内容入力（選択肢式）

チャットでやりとり

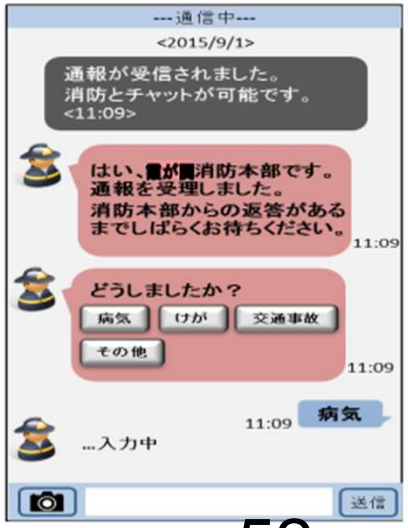

消防本部の受付画面

NET119緊急通報システムの導入状況

※ 令和7年4月1日現在

都道府県	導入済み			2025年度までに導入予定	
	消防本部数	導入本部数	導入率	導入本部数	導入率
北海道	58	40	69.0%	44	75.9%
青森県	11	10	90.9%	10	90.9%
岩手県	12	10	83.3%	10	83.3%
宮城県	11	9	81.8%	11	100.0%
秋田県	13	12	92.3%	13	100.0%
山形県	12	12	100.0%	12	100.0%
福島県	12	11	91.7%	11	91.7%
茨城県	24	24	100.0%	24	100.0%
栃木県	12	12	100.0%	12	100.0%
群馬県	11	11	100.0%	11	100.0%
埼玉県	26	26	100.0%	26	100.0%
千葉県	31	31	100.0%	31	100.0%
東京都	5	3	60.0%	3	60.0%
神奈川県	23	23	100.0%	23	100.0%
新潟県	19	19	100.0%	19	100.0%
富山県	7	7	100.0%	7	100.0%
石川県	11	10	90.9%	11	100.0%
福井県	9	9	100.0%	9	100.0%
山梨県	10	10	100.0%	10	100.0%
長野県	13	12	92.3%	12	92.3%
岐阜県	20	20	100.0%	20	100.0%
静岡県	16	16	100.0%	16	100.0%
愛知県	34	34	100.0%	34	100.0%
三重県	15	11	73.3%	11	73.3%
滋賀県	7	7	100.0%	7	100.0%
京都府	15	15	100.0%	15	100.0%
大阪府	24	24	100.0%	24	100.0%
兵庫県	24	24	100.0%	24	100.0%
奈良県	3	3	100.0%	3	100.0%
和歌山県	17	17	100.0%	17	100.0%
鳥取県	3	3	100.0%	3	100.0%
島根県	9	7	77.8%	8	88.9%
岡山県	14	12	85.7%	12	85.7%
広島県	13	13	100.0%	13	100.0%
山口県	12	12	100.0%	12	100.0%
徳島県	13	8	61.5%	8	61.5%
香川県	9	9	100.0%	9	100.0%
愛媛県	14	13	92.9%	13	92.9%
高知県	15	15	100.0%	15	100.0%
福岡県	24	21	87.5%	22	91.7%
佐賀県	5	5	100.0%	5	100.0%
長崎県	10	6	60.0%	6	60.0%
熊本県	12	11	91.7%	11	91.7%
大分県	14	14	100.0%	14	100.0%
宮崎県	10	9	90.0%	9	90.0%
鹿児島県	20	11	55.0%	13	65.0%
沖縄県	18	18	100.0%	18	100.0%
全体	720	659	91.5%	671	93.2%

※ 2025年度末導入予定(累計) 671消防本部 93.2%

全消長会ブロック	導入済み			2025年度までに導入予定	
	消防本部数	導入本部数	導入率	導入本部数	導入率
北海道	58	40	69.0%	44	75.9%
東北	90	83	92.2%	86	95.6%
関東	171	168	98.2%	168	98.2%
東海	69	65	94.2%	65	94.2%
東近畿	69	68	98.6%	69	100.0%
近畿	48	48	100.0%	48	100.0%
中国	51	47	92.2%	48	94.1%
四国	51	45	88.2%	45	88.2%
九州	113	95	84.1%	98	86.7%
全国	720	659	91.5%	671	93.2%

（資料3）

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月公布・施行）概要

法の背景・目的（１条）

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念をふまえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する

基本理念（３条）

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与

※ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

国および地方公共団体の責務（４条、５条）

- 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する**（４条）**
- 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化技術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する**（５条）**

基本的施策（９条～１９条）

① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(９条)
- 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
- 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進　など

② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)
- **社会福祉施設**、学校等**で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備**　など

③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)
- 公共施設における発表のための催しの開催推進
- 芸術上価値が高い作品等の海外発信　など

④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)
- 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
- 保存場所の確保　など

⑤ 権利保護の推進(13条)
- 著作権等の制度に関する普及啓発
- 著作権保護等に関するガイドラインの公表
- 契約締結時の障害者への支援の充実　など

⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)
- 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡　調整を支援する体制の整備　など

⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)
- 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
- 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
- 国際的な催しへの参加促進　など

⑧ 相談体制の整備等(16条)
- 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備　など

⑨ 人材の育成等(17条)
- ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進　など

⑩ 情報の収集等(18条)
- 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供　など

⑪ 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力(19条)

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(７条)
地方公共団体は計画策定の努力義務(８条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置
→ 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

第２期「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の概要①

第１　はじめに

基本計画の位置付け

・**障害者文化芸術推進法**第７条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
※ 第２期基本計画期間：令和５～９年度

・障害者による文化芸術活動の推進に関する**施策の総合的かつ計画的な推進**を図る

・基本計画の実現に向けた取組は、合理的配慮の提供を義務づける改正障害者差別解消法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法にも適う

意義と課題

・障害者による文化芸術活動の推進は、文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築する

・文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらす

・**共生社会の実現に寄与**する

第１期計画期間の取組状況

・**東京オリンピック・パラリンピック競技大会**の開催や多様な主体の積極的な参画により各地域において様々な形で広がりを見せ、各分野において障害者の文化芸術活動は着実に進捗

・第１期計画期間の後半は、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大**により大きな影響を受け、文化芸術を鑑賞した障害者の割合も減少

第２　基本的な方針

○ 障害者文化芸術推進法に規定する**３つの基本理念**を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

視点１）障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

視点２）障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが必要

視点３）地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず誰もがお互いの価値を認め尊重し合う地域共生社会を構築することが必要

第３　第２期の基本計画期間において目指す姿

○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを受け継ぎ、**2025年の大阪・関西万博やその後の更なる発展**も見通して取組を推進

○「第２　基本的な方針」を踏まえ、**合理的配慮の提供とそのための情報保障や環境整備**に留意しつつ、活動の裾野を広げ、地域における基盤づくりを進める観点から、**第２期の計画期間において念頭に置くべき目標**を設定（進捗を把握する指標も設定）

目標１）障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開

障害者による文化芸術活動の裾野を更に広げるとともに、障害者が活動しやすい環境づくりを進めることにより、活動状況の更なる向上を目指す
※進捗指標：文化芸術を鑑賞した障害者の割合　等

目標２）文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実

障害者文化芸術推進法等の周知に取り組むとともに、人材確保やノウハウの共有等に課題を抱える文化施設等における、関係団体・機関等との連携による取組を推進
※進捗指標：障害者文化芸術推進法・基本計画の認知状況
文化施設・文化芸術活動を行う福祉施設における取組状況　等

目標３）地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築

地方公共団体における障害者の文化芸術活動の推進に係る計画等の策定や、障害者文化芸術活動支援センターの更なる設置の促進等を図る
※進捗指標：地方公共団体における計画等の策定状況　等

第２期「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の概要②

第４　施策の方向性

○ 障害者文化芸術推進法に定められた鑑賞・創造・発表等の11の施策について、施策間の連携を取りながら、**総合的・複合的に施策を推進**

障害者文化芸術推進法に定める11の施策

- 鑑賞の機会の拡大
- 創造の機会の拡大
- 作品等の発表の機会の確保
- 芸術上価値が高い作品等の評価等
- 権利保護の推進
- 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援
- 文化芸術活動を通じた交流の促進
- 相談体制の整備等
- 人材の育成等
- 情報の収集等
- 関係者の連携協力

総合的・複合的な施策の推進

第2期基本計画の主な施策項目

○ 障害者による**幅広い文化芸術活動の推進**
○ 文化施設における障害者に配慮した**利用しやすい環境整備**の推進
○ 障害者の文化芸術に対する**アクセシビリティの向上**等
○ あらゆる地域で**文化芸術活動に触れる機会**の創出・確保
○ 文化施設・社会教育施設における**利用しやすい運営の促進**
○ 権利保護に関する**知識の普及と意識の向上**
○ 企業等を含む**アートの需要の裾野の拡大**
○ 情報共有・意見交換の促進に向けた**広域的・全国的なネットワークづくり**
○ 文化芸術による**子供の育成**
○ 地域における**相談体制の整備**
○ 文化施設において**専門的な対応ができる人材**の育成・確保
○ **教育機関等**との連携
○ 学校卒業後における**生涯を通じた障害者の学びの支援**の推進
○ 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の**一体的な実施**
○ **大阪・関西万博**における共生社会の実現に向けた取組の発信等
○ 障害者の文化芸術活動に関する多様な**情報の収集・発信・活用**
○ 客観的根拠に基づいた**政策立案・評価機能の強化**　等

第５　おわりに

○ 第２期の基本計画期間においては、障害者文化芸術活動推進有識者会議の意見を聴きつつ、**中長期的に施策の実行及び検証**、**新たな課題や視点への柔軟な対応**に取り組み、社会全体で障害者の文化芸術活動を支える基盤づくりを進める必要がある
○ 障害者による文化芸術活動の推進は**未来への投資**であり、**全ての国民が相互に尊重し合いながら共生する、誰一人孤立させない豊かな社会の実現**に資する

令和８年度 障害者の芸術文化活動に関する予算

令和８年度予算案　３.６億円

１．障害者芸術文化活動普及支援事業

令和８年度予算案　２.９億円

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

（１）都道府県レベルにおける活動支援　（都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）

（２）ブロックレベルにおける広域支援　（都道府県の支援センターへの支援、自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等）

（３）全国レベルにおける支援　（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体・補助率〕　（１）都道府県　１／２　（２）（３） 社会福祉法人、NPO法人等　定額（10／10相当）

２．障害者芸術・文化祭の開催等

（１）全国障害者芸術・文化祭開催事業（地域生活支援促進事業）

令和８年度予算案　０.７億円

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわることなく国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

〔実施主体・補助率〕 開催都道府県　１０／１０

（２）障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（地域生活支援事業）

令和８年度予算案　５０５億円の内数

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く）1／2以内

（３）芸術文化活動振興事業（地域生活支援事業）

令和８年度予算案　５０５億円の内数

障害者による芸術文化活動の振興や社会参加の促進を目的とし、障害者等の作品展、音楽会、映画祭などを開催し芸術文化活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境整備等を実施する。

〔実施主体・補助率〕 都道府県、市区町村　1／2以内

障害者芸術文化活動普及支援事業

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の普及を推進する。

都道府県

障害者芸術文化活動支援センター

実施主体：　都道府県

補助率：　１／２

事業内容：

① 都道府県レベルにおける活動支援

ア 都道府県内における相談支援（芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援等）

イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等

ウ 関係者のネットワークづくり

エ 芸術文化活動に参加する機会の確保

オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、情報発信）

カ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

② 支援センターの機能強化（文化施設等に出向いて行う相談やアドバイス、福祉施設と文化施設等が連携する取組への支援）

ブロック

障害者芸術文化活動広域支援センター

実施主体：　社会福祉法人、 NPO 法人 等

補助率：　定額（10 ／10 相当）

事業内容：

ア 都道府県の支援センターに対する支援（関係機関や専門機関の紹介、助言、実態把握を通じた好事例の紹介等）

イ センター未設置都道府県の事業所等に対する支援

ウ 芸術文化活動に関するブロック研修の開催

エ ブロック内の連携の推進

オ 芸術文化活動に参加する機会の確保

カ 自治体の障害者芸術計画の策定支援

キ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

全国

連携事務局

実施主体：　社会福祉法人、 NPO 法人 等

補助率：　定額（10 ／10 相当）

事業内容：

ア 広域センター等に対する支援（広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）

イ 全国連絡会議の実施

ウ 全国の情報収集・発信

エ 全国のネットワーク体制の構築、成果のとりまとめ、公表等

オ 障害者団体、芸術団体等との連携

障害者芸術文化活動普及支援事業の実施状況（令和７年度）

障害者芸術文化活動支援センター　４７都道府県 ／ **障害者芸術文化活動広域支援センター　７ブロック** ／ **連携事務局　１団体**

［１．北海道・北東北］

北海道、青森県、岩手県、秋田県

［２．南東北・北関東］

宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県

［３．南関東・甲信］

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

［４．東海・北陸］

新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

［５．近畿］

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

［６．中国・四国］

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県

［７．九州］

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

写真：全国の障害者芸術文化活動支援センターの取組の様子

全国障害者芸術・文化祭の開催

目的

障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村、障害者関係団体等

開催地等

開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とし、毎年１回、秋季(概ね10月～12月の間) に国民文化祭の開催期間と同じ期間とする。

事業の内容

美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する。障害の有無にかかわることなく国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、芸術・文化祭は文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

開催状況

第１回(H13) 大阪府	第２回(H14) 岐阜県	第３回(H15) 東京都	第４回(H16) 兵庫県	第５回(H17) 山形県
第６回(H18) 沖縄県	第７回(H19) 長崎県	第８回(H20) 滋賀県	第９回(H21) 静岡県	第10回(H22) 徳島県
第11回(H23) 埼玉県	第12回(H24) 佐賀県	第13回(H25) 山梨県	第14回(H26) 鳥取県	第15回(H27) 鹿児島県
第16回(H28) 愛知県	第17回(H29) 奈良県 ※1	第18回(H30) 大分県	第19回(R１) 新潟県	第20回(R３) 宮崎県 ※2
第21回(R３) 和歌山県	第22回(R４) 沖縄県	第23回(R５) 石川県	第24回(R６) 岐阜県	第25回(R７) 長崎県
第26回(R８) 高知県	第27回(Ｒ９) 調整中	第28回(R10) 愛媛県		

※１　第17回大会より、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催。
※２　第20回大会は、令和2年度に開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に延期。

よさこい高知文化祭2026

国内最大級の文化の祭典が
高知で初開催!

―心踊る、文化咲く―

第41回 国民文化祭
第26回 全国障害者芸術・文化祭

よさこい高知文化祭2026

令和8年10月25日(日)～12月6日(日)

よさこい高知文化祭2026は、各種の文化活動を全国規模で発表・共演・交流する祭典です。
高知県には、豊かな海・山・川の幸に恵まれた食文化、土佐和紙や土佐打刃物といった伝統工芸、よさこい祭りやまんが文化など、特色ある多彩な文化芸術が数多くあります。
大会を通じて、これらの文化芸術の魅力を発信するとともに、価値を再認識する契機とし、本県の文化芸術の発展につなげていきます。

来年の開催に向けて、今年からよさこい高知文化祭を盛り上げていくよ!

実施予定イベント
◎令和7年10月25日▶1年前イベント
◎令和8年 1月18日▶プレイベント

よさこい高知文化祭2026の最新情報は、公式サイトまたは各SNSをCHECK

音声コード Uni-Voice

スマホアプリを利用して、情報を音声で聞くことができます。

お問い合わせ
よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会事務局
(高知県文化生活部よさこい高知文化祭課内)
〒780-0870 高知県高知市本町2丁目2番27号(CMJ高知ビル3階)
TEL:088-821-9450 FAX:088-821-9453 Email:140301@ken.pref.kochi.lg.jp

公式サイト X Instagram YouTube

広報大使からのメッセージ

魅力的な高知の文化を発信するため、私たちも応援します!

タレント 島崎 和歌子さん
高知の文化を全国へ発信!

私のタレントとしての原点は、故郷・高知の雄大な自然や人々の気質が生んだ独特の文化にあると思っています。
高知の文化といえば、私の大好きなお酒!「おきゃく(宴会)」です。高知人は、美味しいお酒とご馳走を囲んで、ワイワイ賑やかに過ごすのが大好き!本音で語り合って、楽しさをみんなで共有するおきゃくは、まさに高知流の人生の楽しみ方の一つです。
高知には素晴らしい文化がたくさんあります。本大会では、高知県全体を文化一色にして盛り上げていきたいと思いますので、応援よろしくお願いします!

演歌歌手 三山 ひろしさん
ビタミンボイスで全力応援!

私はコンサートやテレビ番組への出演を通じて、高知県の各地を巡って、地域の人々やその土地の文化と触れ合ってきました。地域伝統のものづくりや祭事なども体験したこともありますが、高知県は東西に長いため、地域によって文化は本当に様々です。そうした文化の多様性も面白さの一つだと感じています。
本大会では、土佐の自由な風土が育んだ文化を皆様にお伝えして、大いに盛り上がるよう、このビタミンボイスで、全力で応援していきますので、よろしくお願いします!

パラリンピック金メダリスト 池 透暢さん
スポーツも文化・芸術も気持ちは一つ!

私は、パリパラリンピックで、車いすラグビー日本代表キャプテンとして、金メダルを獲得することができました。
夢に向かって挑戦する気持ちや、努力を続けていくことは、スポーツでも文化・芸術でも同じだと思います。そうした皆さんの日々の努力やエネルギーが集結すると思うと、とても楽しみです。
本大会では、障害の有無や国籍の違いにかかわらず、いろいろな文化・芸術に触れて、多くの皆さんが交わることで、喜びや感動を共有していただきたいと思っています。
精一杯盛り上げていきますので、よろしくお願いします!

男性ソプラノ歌手 岡本 知高さん
歌で高知をアピール!

私が舞台で歌うとき、客席上の大空間にはお客様の熱気と共に、自分自身の"思い出のアルバム"が思いきり広がっています。例えば、童謡「ふるさと」を歌おうとすると、故郷・高知の風景や両親の顔、大切な知人との思い出が次々と蘇り、少し泣き出しそうな状態で、「うさぎ追いし」と歌声を発するのです。
どんな歌にも豊かな高知の大地と海と文化、そして、両親や友人への思いがおのずとこもり、お会いしたこともない誰かにもきっと、私は育ててもらったのだという感謝の気持ちでいっぱいになります。
高知で開催されるこの文化の祭典で誇り高く歌い、高知をアピールさせていただきます。

俳優・モデル 鶴嶋 乃愛さん
同世代の皆さんと一緒に盛り上げたい!

今回開催される「よさこい高知文化祭2026」は、高知の素敵な文化芸術を未来に繋いでいく機会であり、私たち若い世代にとっても大変意義のある大会になると思います。
高知らしさが詰まったどんな文化祭になるのか、とても楽しみで待ち遠しいです。そして、多くの10代、20代の方々にも関わっていただけるよう、広報大使として、同世代の皆さんと交流しながら、情報発信し、盛り上げていきたいと思っています。みなさん、ぜひよろしくお願いします!

俳優 吉田 友一さん
移住して感じた魅力を知ってほしい!

私は俳優として、「特捜戦隊デカレンジャー」でデカブレイクを演じました。出身は新潟県ですが、妻の親戚が住んでいるご縁もあって、高知県に移住しました。
皆さんの温かさに迎え入れられ、高知を大満喫しています。高知は自然がいっぱいで、食べ物は抜群に美味しい。特に私は、どろめ(生しらす)が大好きです。独特の旨味を味わいつつ、景気よく土佐のお酒で流すと舌が大喜び!
本大会は、私が感じた魅力ある高知の文化を、もっとたくさんの方に知っていただける機会だと思います。皆さん一緒に盛り上げていきましょう!

主催:文化庁、厚生労働省、高知県、高知県実行委員会、県内市町村、市町村実行委員会、文化関係団体、障害者関係団体 など

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

目的

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や芸術文化活動を通じた障害者と地域住民との交流機会の拡充を図ることを目的とする。

実施主体

都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く。）

事業の内容

1. 全国障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化活動の推進を目的として地域で開催される芸術・文化祭、展示、舞台公演又はフェスティバル等を実施する。
2. 美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する。

令和７年度の実施状況

障害者芸術・文化祭 開催県：令和７（2025）長崎県

千葉県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、鳥取県、香川県、福岡県**（８府県）**

※平成30年度から令和4年度までは、地域生活支援促進事業として実施。
令和５年度より、地域生活支援事業の本体事業（任意）として実施。

（参考）過去の開催都道府県数：
平成30年度 12府県、令和元年度 15府県、令和2年度 16府県、令和3年度 15府県、令和4年度 16府県、
令和5年度　13府県、令和６年度 11府県

① 補助犬の普及啓発のためのリーフレット・動画等

（資料4）

一般向けの普及啓発物

リーフレット
（一般向け）

ステッカー

ポスター

※自治体等を通じて配布

普及啓発動画（YouTube）

もっと知って身体障害者補助犬
ショートムービー

身体障害者補助犬の受入に関する接遇研修

～補助犬ユーザーから学ぶ～鉄道従業員として知っておきたい接遇の極意

前半：弁護士による法令解説（約24分）
後半：介助の実技研修（約37分）

医療機関向けの普及啓発

リーフレット
（医療機関向け）

身体障害者補助犬
受け入れマニュアル

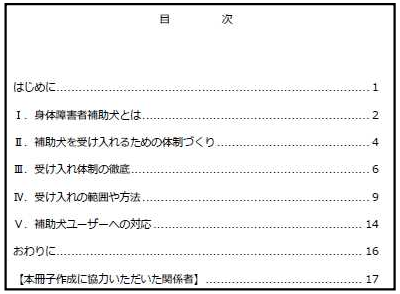

※日本医師会、日本看護協会、日本感染症学会、補助犬使用者等の協力で作成 。各都道府県医師会を通じて周知を図っている

子ども向けの普及啓発

子ども向けのオンラインコンテンツ
「うんこドリルほじょ犬」
https://world.unkogakuen.com/hojoken/

実働頭数、イベントのお知らせ等、最新情報を含めて、制度について厚生労働省ホームページで情報発信
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html

② 補助犬の普及啓発のためのSNSを活用した広報啓発

※フォロワー数、登録者数は厚生労働省全体での数（令和8年1月時点）

X（旧Twitter）

・フォロワー数
100万人
・月1回投稿中

主な投稿内容

「ほじょ犬の日」
「補助犬啓発イベント」
「盲導犬について」
「介助犬について」
「聴導犬について」

Facebook

・フォロワー数
30万人
・月1回投稿中

主な投稿内容

「ほじょ犬の日」
「補助犬啓発イベント」
「盲導犬について」
「介助犬について」
「聴導犬について」

note

・フォロワー数
1,700人
・5回投稿
（令和7年度実績）

主な投稿内容

「ほじょ犬のことを知っていますか？」
「ほじょ犬と暮らす」

YouTube

・フォロワー数
22万人
・月1回投稿中
（ショート動画）

主な投稿内容

「補助犬と法律」
「補助犬と同伴拒否」
「補助犬と合理的配慮」
「補助犬の受け入れ方（飲食店編）」

●厚生労働省が運用するSNS一覧 https://www.mhlw.go.jp/stf/SNSpage.html

③ 補助犬の受け入れのためのガイドブック等

令和元年度～令和2年度厚生労働科学研究「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」により、「受け入れガイドブック」（業界別）及び「衛生管理の手引き」を作成、周知。

●補助犬ユーザー受け入れガイドブック（計7編）

（例）

医療機関編

ガイドブック

パンフレット（ガイドブック概要）

公共交通機関編

ガイドブック

パンフレット（ガイドブック概要）

●補助犬使用者及び訓練事業者のための補助犬衛生管理の手引き

多言語パンフレット

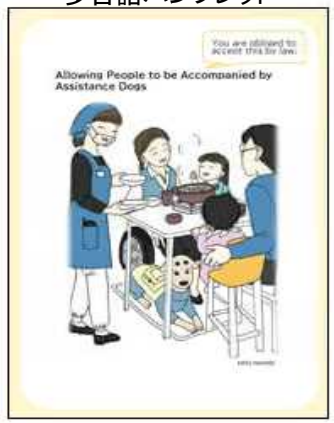

※1　厚労省ホームページへの掲載、関係行政機関（国交省、農水省、都道府県等）の協力による各種業界への周知を実施。
※2　受け入れガイドブックは、医療機関編、公共交通機関編、宿泊施設編、飲食店編、複合商業施設編、賃貸住宅・分譲マンション編、保健所編を作成。多言語パンプレットも作成。（英語　中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ベトナム語）

④ 補助犬の受け入れのための啓発リーフレット

身体障害者補助犬同伴の受入れのための啓発リーフレットを作成しました

身体障害者補助犬法により、「…不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない…」と定められています。しかし、補助犬同伴の受入拒否は、未だなくなることがなく、障害当事者の社会参加に大きな障害となっています。

受入拒否が生じているのは、施設管理者が補助犬の同伴についての知識がないことなどが大きな理由となっています。

そこで、補助犬同伴の受入の啓発に活用いただける簡単なリーフレットを作成しました。リーフレットでは、補助犬法上の義務（補助犬ユーザーの受入義務、補助犬ユーザーによる補助犬の管理義務）についての簡単な説明や、受入の事例やポイントを紹介しています。飲食店、宿泊施設、小売店、公共交通機関、医療機関の５種の施設別に作成してあります。

ご活用いただき、補助犬ユーザーの社会参加の拡大につながっていけば幸いです。

以下の URL または QR コードから、リーフレット掲載のページにアクセスできますので、ダウンロードしてご使用ください。

http://www.crp.co.jp/business/universaldesign/R04_hojoken.shtml

「身体障害者補助犬の効果的な普及啓発及び訓練並びに認定の平準化に関する調査研究」
（R4 厚生労働省障害者総合福祉推進事業）
事務局：社会システム株式会社（http://www.crp.co.jp/）

医療機関向けリーフレット（その他、飲食店、小売店向け等も別途作成）

⑤ 身体障害者補助犬育成促進事業(地域生活支援促進事業)

令和８年度当初予算案　1.6億円（1.6億円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成等に要する費用を助成するとともに、地域における補助犬に対する理解促進を図ることにより、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。

2　事業の概要・スキーム

①　補助犬の育成
　補助犬を育成するための訓練を実施する。
　対象経費は、認定された補助犬の訓練に要した経費に限る。

②　育成計画の作成
　ア　補助犬に関するニーズの把握
　イ　供給体制の把握と計画的な育成に向けた連携体制の構築

③　理解促進、普及・啓発
　地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行うとともに、企業等に対し、業種毎（公共交通機関、医療機関、飲食店、宿泊施設、複合商業施設、賃貸住宅・分譲マンション等）の実情に即した研修や広報などを行う。

事業実績：令和５年度36自治体（令和４年度38自治体）

3　実施主体等

○　実施主体：都道府県
○　補助率：１／２

企業等向け理解促進、普及・啓発

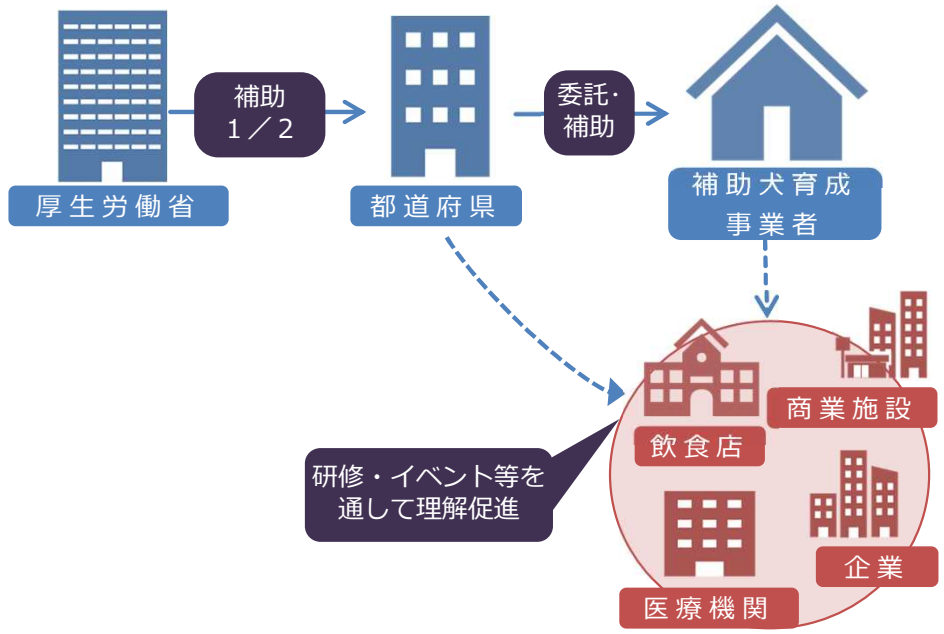

海外の補助犬使用者を国内で受け入れるための対応について

懸念事項（H29）

１　海外から日本に短期間渡航する補助犬使用者を国内でどのように受け入れるべきかが不透明である。
※指定法人独自の取り組みで「一時認定証」を発行している例がある。

２　日本と海外各国の制度の理解不足に起因する、使用者と事業者間のトラブルが発生している。
※動物検疫に関する情報提供不足、客室内への補助犬の同伴の是非等

「国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究」（平成29年度障害者総合福祉推進事業）

日本と海外各国で、「身体障害者補助犬」に対する定義が異なる。

- 日本･･･「身体障害者」の社会参加が目的。盲導犬、介助犬、聴導犬の3種に限る。
- 海外･･･「身体障害者」の社会参加の他、自閉症者や精神障害者等の精神安定、糖尿病患者の低血糖、てんかん発作を探知することを含む場合がある

日本と海外各国で、「補助犬」の認定方法が異なる。

- 日本･･･訓練・認定までのプロセスを補助犬法で規定。（表示の義務等）
- 海外･･･訓練・認定プロセスの法制がない国が多い。差別禁止法制でアクセス権を規定する例が多く、国や州によって質にばらつきがある恐れがある。そのため、育成団体が訓練した犬、個人が訓練した犬、偽を語る犬を区別する方法がない。

対応について

「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」の制定について（平成30年11月21日　障企自発1121第1号）

渡航する補助犬について、日本の「身体障害者補助犬」と同等の質が確保されていると確認した上で、 統一的なプロセスで、その旨を証明する書類（期間限定証明書）を発行するよう、ガイドラインを制定して指定法人宛に通知。

日本の定義	同等である海外の補助犬の種類	訓練事業者の要件
盲導犬	Guide Dog	International Guide Dog Federation （IGDF）の認定団体
介助犬	Service Dog（Mobility Service Dogに限る）	Assistance Dog International （ADI）のうち、Mobility Service Dogの訓練を行っている認定団体
聴導犬	Hearing Dog	Assistance Dog International （ADI）のうち、Hearing Dogの訓練を行っている認定団体

海外の補助犬使用者の入国プロセス

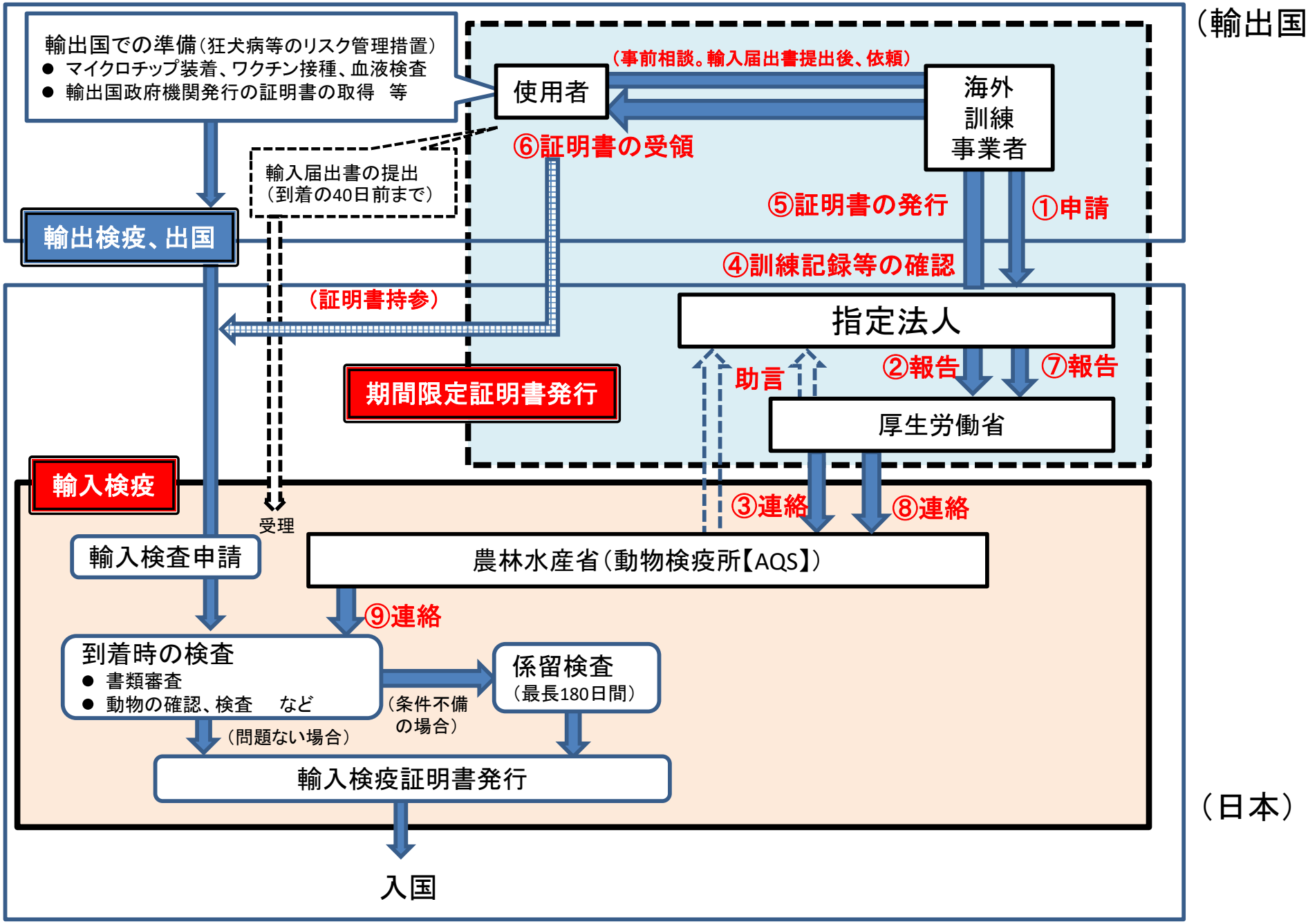

資料5

事　務　連　絡
令和７年 12 月９日

各　都道府県 障害保健福祉主管部（局）
　　市区町村 障害保健福祉主管部（局）　御中

厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

補装具事業者への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について

平素より、障害福祉施策の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、『障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」における補装具事業者支援への活用状況調査（令和７年９月）について」（令和７年 10 月７日付け事務連絡（別添１））にて、各市区町村における補装具事業者への支援に関する「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の活用状況の調査をお願いしたところ、限られた調査期間にもかかわらず沢山のご回答をいただき、深く感謝申し上げます。別紙のとおり、令和７年 11 月 30 日時点の調査結果をとりまとめましたので、お知らせします。

今回の調査にご回答いただいた 587 市区町村のうち、６市区町村では本交付金により「補装具事業者への支援」を実施し、約半数を超える市区町村では管内に支援対象となる補装具事業者が存在しないことを確認した上で未実施としている一方、約 70 の市区町村では、「補装具事業者から要望がない・ニーズを把握していないため」や「管内に支援対象となる補装具事業者が少ないため」との理由により、「補装具事業者への支援」が未実施となっておりました。

未実施の市区町村におかれましては、『障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について』（令和７年 11 月 21 日付け事務連絡（別添２））でもお示ししたとおり、『「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～』（令和７年 11 月 21 日閣議決定）においては、本交付金を拡充することが示されるとともに、本交付金の推奨事業メニューにおいては、補装具事業者を含む障害福祉サービス施設等に対し、エネルギー価格の高騰分などの支援を継続することが盛り込まれていることから、物価高騰の影響を受ける補装具事業者に対し、本交付金による緊急かつ実効性のある支援について検討いただきますようお願いいたします。

各都道府県及び市区町村におかれましては、今一度管内の補装具事業者の実情やニーズ等の把握に努めていただきますよう重ねてお願いいたします。

＜本件問合せ先＞
厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
電話：03-5253-1111　内線 3073

【令和７年11月30日 時点】

補装具事業者への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用状況（調査結果）

調査対象期間　：第１回令和６年度実施計画～第２回令和７年度実施計画（令和７年９月１日時点）
回答自治体数　：587自治体（市区町村）

「重点支援地方交付金」の「補装具事業者への支援」の実施状況

- 「補装具事業者への支援」実施自治体　**1％**（６自治体）
- 「補装具事業者への支援」未実施自治体　**99%**（581自治体）

「補装具事業者への支援」未実施理由

① 管内に支援対象となる補装具事業者がないため　**56%**（324自治体）
② 他の支援事業等で支援しているため　**4％**（24自治体）
③ その他
- 他の対象事業に「重点支援地方交付金」を活用しているため　**9％**（54自治体）
- 補装具事業者から要望がない・ニーズを把握していないため　**7％**（42自治体）
- 管内に支援対象となる補装具事業者が少ないため　**4％**（22自治体）
- 「補装具事業者への支援」の事業の設計が困難であるため　**4％**（21自治体）
- 「補装具事業者への支援」の必要性を感じていないため　**3％**（15自治体）
- 「補装具事業者への支援」の実施を検討中のため　**1％**（８自治体）
- 他自治体との調整が必要であるため・他自治体の動向も鑑みて今後検討する予定であるため　**1％**（６自治体）
- その他　**11%**（65自治体）

※「③その他」の集計は、自由記載の回答を厚生労働省障害保健福祉部において分類分けしたもの。

別添１

事　務　連　絡
令和７年 10 月７日

各市区町村　障害保健福祉主管部（局）　御中

厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」
における補装具事業者支援への活用状況調査（令和７年９月）について

平素より、障害福祉施策の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年11月22日閣議決定）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、障害福祉サービス事業所・施設等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援を継続することが盛り込まれるとともに、本交付金の更なる追加を行う旨が盛り込まれました。

本交付金については、「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用状況調査について」（令和７年１月28日付け事務連絡）において、活用状況を調査したところですが、今般、市区町村を対象に、補装具事業者への支援に特化した形で令和６年度実施計画や令和７年度実施計画における本交付金の活用状況について、改めて調査を行うこととといたします。
各市区町村の御担当者におかれましては、「調査・照会システム」上で別添資料の調査票様式（Excel）をダウンロードしていただき、令和７年10月17日（金）までに、調査票を「調査・照会システム」上に御提出いただきますようお願いします。

なお、御提出いただいた支援等の情報については、他の自治体における支援の参考となるよう、情報提供することも検討していますので、あらかじめ御了承ください。

＜本件問合せ先＞
厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
電話：03-5253-1111　内線 3073

別添２

事　務　連　絡
令和７年１１月２１日

各　都道府県　障害保健福祉主管部（局）
　　市区町村　児童福祉主管部（局）　御中

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する
「重点支援地方交付金」等の更なる活用について

平素より、障害福祉施策の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和７年 11 月 21 日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）を拡充することが示されました（別添１（５頁～））。本交付金の推奨事業メニューにおいては、障害福祉サービス施設等に対し、エネルギー価格の高騰分などの支援を継続することが盛り込まれています。

厚生労働省・こども家庭庁としても、物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所・施設等（補装具事業者を含む。以下同じ。）に対し、本交付金による緊急かつ実効性のある支援につなげたいと考えております。

このため、各都道府県・市町村において、御対応いただきたい支援事業の標準について、下記のとおりお示ししますので、可能な限り年内の予算化に向けて、検討を速やかに進めていただきますようお願いします。

本事業の詳細については検討中であるとともに、令和７年度補正予算案については、今後、国会で審議され、当該事業の内容についても変更の可能性があります。現時点では予算成立前の準備行為として依頼している旨、あらかじめ御了承ください。

本交付金を活用した支援事業を実施する際には、当該事業に国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

また、本交付金の積増し分を活用した支援状況については、今後、フォローアップを実施させていただく予定ですので、御協力のほどお願い申し上げます。フォローアップの結果につきましては共有させていただく予定であり、そちらも御参照・御活用いただきたいと思います。

なお、本事務連絡の内容につきましては、本交付金を所管しております内閣府地方創生推進

室と協議済みであることを申し添えます。

記

１．　障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業の実施

推奨事業メニュー⑦（医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援）（別添２（18 頁）参照）については、障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、引き続き、次の（１）と（２）の２事業の両方の実施を御検討していただくようお願いいたします。

別添３及び４（19 頁～）に、令和６年度から令和７年度にかけて、各都道府県が重点支援地方交付金を活用して実施した支援事業の支援額や活用事例をまとめています。具体的な補助額の設定に当たっては、当該資料を参照するとともに、足下の物価高騰を適切に反映した額としていただくようお願いいたします。

また、支援に当たっては、

・　障害福祉サービス事業所・施設等の へ影響軽減を図る観点から、申請様式において、事業所・施設等が実際に記載する項目を極力少なくなるよう自治体で選択項目として提示できる部分については、自治体であらかじめ記載する

・　本交付金に関するコールセンターを設け問い合わせ対応を行うとともに、未申請の障害福祉サービス事業所・施設等に対し申請に向けた働きかけを行う

等の取組を行っている自治体もありましたので、参考にしていただき、多くの障害福祉サービス事業所・施設等において活用いただけるよう取り組んでいただくようお願いいたします。

（１）食材料費高騰への支援事業

令和６年度から令和７年度にかけて、全ての都道府県において食材料費の高騰に対応した支援（複数の費用を包括的に対象とした支援事業を実施している場合を含む。）を実施いただいているところです（別添３及び４）。

各自治体におかれては、今般の経済対策の対応の検討に当たり、別添３及び４並びに食材料費高騰の実態を踏まえつつ、必要に応じて支援額の設定の見直しや対象拡大を検討するなど、支援の拡充を御検討ください。

特に、2025 年９月の「食料」の消費者物価指数では食料が前年同月比で 6.7%の上昇となっており、こうした足下の状況を踏まえた適切な補助額の設定をお願いいたします。

参考：統計局ホームページ/消費者物価指数(CPI)　全国（最新の月次結果の概要）

(stat.go.jp)

また、支援対象については、入所系・居住系・障害児入所系の障害福祉サービス事業所・施設等だけでなく、通所系・障害児通所系の障害福祉サービス事業所・施設等についても同様の支援を御検討いただくようお願いします。

(参考) サービス種類等の分類

訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
通所系	短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、就労定着支援
入所系	施設入所支援
居住系	自立生活援助、共同生活援助
相談系	地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
障害児通所系	児童発達支援、放課後等デイサービス
障害児入所系	障害児入所施設
障害児相談系	障害児相談支援

（2）光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輌の燃料代等）高騰への支援事業

令和６年度から令和７年度にかけて、45 の都道府県において食材料費の高騰に対応した支援（複数の費用を包括的に対象とした支援事業を実施している場合を含む。）を実施いただいているところです（別添３及び４）。

光熱水費の高騰についても、障害福祉サービス事業所・施設等が影響を受けている状況を踏まえ、別添３及び４も参考に、必要に応じて支援額の見直しや対象拡大を検討するなど、支援の拡充を御検討ください。

（3）建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援

本交付金は、障害福祉サービス事業所・施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じている事業者への支援にも活用できる見込みですので、自治体の判断により積極的な活用を検討し、事業者への影響の軽減に努めていただくようお願いします。

（4）補装具事業者への支援

補装具事業者への支援については、１．（２）の光熱水費高騰への支援事業により、積極的に実施していただきますようご検討をお願いいたします。

なお、補装具事業者は指定事業者ではありませんが、現下の状況に鑑み、例えば、給付

金の申請日時点において当該市町村が登録している補装具事業者や販売等実績のある補装具事業者を支給対象にして実施した自治体があります。

２．障害者就労施設の生産活動に対する「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」の活用

推奨事業メニュー⑨（中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援）については、障害者就労施設が、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面も持つことから、利用者が行う生産活動に係る光熱水費や原材料等の価格の高騰に対する支援については、推奨事業メニュー⑦の活用も可となる見込です。

推奨事業メニュー⑦（障害福祉サービス施設等に対する物価高騰対策支援）による上記１の取組と併せて実施することも可能となる見込みであり、障害者が安定して就労できる環境を整備するため、本支援についても積極的に実施をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、推奨事業メニュー⑨（中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援）については、自治体内における所管部局が異なることから、障害者就労施設の生産活動が対象外となる運用が散見されます。障害福祉部局におかれては中小企業支援等を担当する部局とも連携いただき、同メニューの対象に含めていただくなど、適切に取り扱っていただくようお願いします。

＜本件問い合わせ先＞
(全般)
厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課（企画法令係）
電話：03-5253-1111　内線 3101、3046
(建築資材費等)
厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課（福祉財政係）
電話：03-5253-1111　内線 3035
(補装具)
厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
電話：03-5253-1111　内線 3073
(障害者就労施設)
厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課（就労支援係）
電話：03-5253-1111　内線 3044、3389

別添１

事　務　連　絡
令和７年11月21日

各都道府県
　財政担当課
　市町村担当課　　御中
　地方創生担当課

内閣府地方創生推進室

「重点支援地方交付金」の拡充について

本日閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）について、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたところです。

また、本日、高市内閣総理大臣による会見において、重点支援地方交付金の予算規模を２兆円とすること、重点支援地方交付金を活用した物価高対策の早期執行に向けた準備を地方公共団体に進めていただきたい旨発言があったところです。

つきましては、都道府県及び市区町村におかれましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を踏まえ、重点支援地方交付金を活用した物価高対策について、下記のとおり、可能な限り年内での予算化に向けた検討を前広に進めていただきますようお願いします。

また、都道府県におかれましては、庁内関係部局及び貴管内市区町村へもこの旨速やかに周知いただき、市区町村において対策の早期執行に向けた検討を進めていただくよう周知をお願いします。

なお、重点支援地方交付金の拡充については、今後令和７年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みとなります。詳細については政府における補正予算案の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたします。現時点では、今般の経済対策を前提とした準備行為であるため、今後変更があり得ることに御留意ください。

記

１．推奨事業メニューを活用した支援について

今般の経済対策において、推奨事業メニューについては、

○「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

・ 生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やＬＰガス・灯油使用

世帯への給付等の支援を、

・ 事業者については、特別高圧やＬＰガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、低所得者世帯や高齢者世帯をはじめ困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、いわゆるお米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援を措置するとともに、事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。その際、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。

といった旨が盛り込まれたところです。

また、重点支援地方交付金の活用については、以下の記載が盛り込まれたところです。

○賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者に対しても賃上げを可能とする環境を整備する。価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化、省力化投資支援等に加え、「重点支援地方交付金」の拡充を通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げや設備投資に踏み出せる環境を整備する。

○「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。

○「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を行う。

○「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。

○当分の間税率の廃止に伴う燃料油価格激変緩和対策補助金の終了により影響を受ける方々への支援については、「重点支援地方交付金」やその他各業種向けの施策を活用して行う。

２．食料品の物価高騰に対する特別加算について

今般の経済対策において、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、食料品の物価高騰に対する支援を措置することとされました。これを踏まえ、推奨事業メニューの中で、市区町村に対応いただきたい必須項目として、「食料品の物価高騰に対する支援についての特別加算」を設けることとしております。市区町村におかれては、こうした制度趣旨を踏まえ、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援の実施をお願いいたします。

３．交付限度額の目安を踏まえた検討について

重点支援地方交付金の追加配分２兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4 兆円）に係る交付限度額は、令和６年度の財政力指数の増減が大きい地方公共団体を除き、令和６年度一般会計補正予算（第１号）令和６年 12 月 17 日限度額通知に係る交付限度額

の【都道府県で概ね２４０％以上、市区町村で新たに設ける食料品の物価高騰に対する特別加算も含め概ね３３０％以上】となる見込みです。

各地方公共団体別の交付限度額については補正予算成立を待って正式に通知いたしますが、以上を踏まえ、都道府県及び市区町村におかれましては、早期執行の趣旨を十分御理解の上、上述の交付限度額の目安を参考にしていただき、市区町村における生活者に対する食料品の物価高騰支援の追加的な実施を含め、推奨事業メニューを活用した支援について、地域の実情に応じ、可能な限り年内での予算化に向けた検討を前広に進めていただきますようお願いします。

４．重点支援地方交付金の対象について

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能です。）。

具体的には、以下の①から⑩までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組を御検討ください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

【推奨事業メニュー】

＜生活者支援＞

①食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LP ガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※　低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※　物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域

の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

＜事業者支援＞

⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業も交付対象とします。

※②・③等については、ＮＰＯ法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、④については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑧については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

５．推奨事業メニューの検討にあたっての留意事項について

（各府省庁からの情報提供について）

今般の経済対策においては、「その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護・保育や中小企業、食料といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。」旨が盛り込まれたところです。

つきましては、各府省庁において、この後速やかに、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市区町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が提供されますので、１．の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にしていただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いします。

（事業の対象について）

従前の取扱いと同様に、令和７年度に実施される事業（地方公共団体の令和７年度予算に計上され、実施される事業又は地方公共団体の令和７年度予算に計上された予備費により実施される事業）は、交付決定前に着手した事業であっても対象となる見込みです。

（商品券等の活用について）

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和４年 11 月４日付け事務連絡）のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討してください。

（事務コストの削減等について）

事業の実施に当たっては、事務コストの削減や速やかな支援の実施が図られるよう工夫してください。

（重点支援地方交付金を活用した旨の明記について）

事業の実施の際には、別添４を参照いただき、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

６．地方公共団体における可能な限り年内での予算化に向けた検討状況のフォローアップへの御協力について

今般の経済対策においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。」とされたところであり、推奨事業メニューを活用した支援について、前広に実施していただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市区町村に対し、可能な限り年内での予算化に向けた検討状況、事業開始予定時期、重点支援地方交付金を活用した旨の明記の有無等について定期的にフォローアップさせていただく予定ですので、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分御理解の上、フォローアップ等に御協力いただきますようお願いします。

＜関係資料一覧＞

別添１　経済対策　本文（関係箇所抜粋）
別添２　経済対策　政策ファイル（関係箇所抜粋）
別添３　重点支援地方交付金の追加
別添４　国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例

以上

【問合せ先】
内閣府地方創生推進室
e-mail：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

別添１

「強い経済」を実現する総合経済対策
～日本と日本人の底力～
（関係箇所抜粋）

第１章 経済の現状認識・課題及び経済対策の基本的枠組み

２．経済対策の基本的枠組み

（第１の柱：生活の安全保障・物価高への対応）

＜中略＞

くわえて、賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者に対しても賃上げを可能とする環境を整備する。価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化、省力化投資支援等に加え、「重点支援地方交付金」の拡充を通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げや設備投資に踏み出せる環境を整備する。

（経済対策の早期執行）

経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。そのため、全府省庁の連携の下、地方公共団体等への周知を徹底し、国・地方が一体となって、できる限り早期の執行に努めるとともに、関連する施策の広報・ＰＲを強化し、国民にわかりやすく周知する。各施策の執行に当たっては、ＤＸを前提とした簡素かつ迅速な実施を基本とするほか、事後の適切な進捗管理に努める。政府全体で政策の実効性とスピードを両立させ、国民生活への効果を最大化する。

第２章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第１節 生活の安全保障・物価高への対応

１．足元の物価高への対応

（１）地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応

「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

・ 生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やＬＰガス・灯油使用世帯への給付等の支援を、

・ 事業者については、特別高圧やＬＰガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、低所得者世帯や高齢者世帯をはじめ困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、いわゆるお米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援を措置するとともに、事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。その際、地方公共団体におけ

る水道料金の減免にも対応する。

その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護・保育や中小企業、食料といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。（略）

（２）エネルギーコスト等の負担軽減

＜中略＞

その上で、政党間の合意に基づき、ガソリン税は同年 12 月 31 日、軽油引取税は 2026 年 4 月 1 日とされている当分の間税率廃止の円滑な施行に向け、これらの廃止に伴い必要となる国及び地方公共団体の安定的な財源を確保しつつ、流通の混乱を避けるために適切に対応するとともに、影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援を行う。当分の間税率の廃止に伴う燃料油価格激変緩和対策補助金の終了により影響を受ける方々への支援については、「重点支援地方交付金」やその他各業種向けの施策を活用して行う。（略）

（３）物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

国又は地方公共団体から民間への請負契約等の官公需においても、物価上昇等を踏まえた単価の見直しを行う。国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保するとともに、「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。また、公共事業等については、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁を図りつつ、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進める。（略）

３．中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

（１）賃上げ環境の整備

＜中略＞

適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく。「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。

＜中略＞

「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を行う。（略）

重点支援地方交付金の拡充

別添２

- 物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、**重点支援地方交付金の更なる追加**を行う
- **食料品の物価高騰に対する特別加算**を措置するとともに、**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備支援**のメニューを追加するなど、国が推奨事業を提示

重点支援地方交付金

生活者支援

①食料品の物価高騰に対する特別加算

例）プレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、現物給付

②物価高騰に伴う低所得者世帯支援・高齢者世帯支援

例）ＬＰガス使用世帯への給付等の支援

③物価高騰に伴う子育て世帯支援

例）小中学校等における学校給食費の支援

④消費下支え等を通じた生活者支援

例）水道料金の減免

⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

例）省エネ性能の高いエアコン・給湯器への買い換え支援

事業者支援

①中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

例）・経営指導員による伴走支援
・生産性向上に向けた補助
・公共調達における価格転嫁の円滑化

②医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援

例）エネルギー・食料品価格の高騰分の支援

③農林水産業における物価高騰対策支援

例）・飼料高騰の影響受ける酪農経営の負担軽減の支援
・農業水利施設の電気料金高騰に対する支援

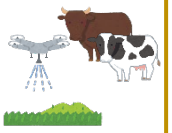

④中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

例）・特別高圧やLPガスの価格高騰分を支援
・中小企業の省エネの取組支援

⑤地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

例）・地域に不可欠な交通手段の確保
・地域観光事業者の物価高騰に対する影響緩和

地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応

関連する法令・予算

・物価高に大きく影響を受ける家計・事業者等を支援する「重点支援地方交付金」（予算／内閣府）

別添３

重点支援地方交付金の追加

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

○　追加額　：２．０兆円

○　対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
（生活者支援）	（事業者支援）
①食料品の物価高騰に対する特別加算	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
③物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑧農林水産業における物価高騰対策支援
④消費下支え等を通じた生活者支援	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

○　算定方法：人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー
＜追加額　2.0兆円＞

○ 推奨事業メニュー2.0兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。
※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金の拡充

○ 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
① **食料品の物価高騰に対する特別加算**〔いわゆるお米券等〕を措置
② **賃上げ環境整備**〔中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者〕を**推奨事業メニューに追加**。

○ 地方自治体における**速やかな事業実施を依頼**

【推奨事業メニューによる対応】

【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

【事例】

●食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】

・市内で食料品等の購入に利用できるさやりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与（上限2,000ポイント）

●食料品の現物支給【岩手県遠野市】

・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品（4,000円相当）を支給

【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

【事例】

●収益力向上に係る支援【山形県】

・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助（補助上限300万円等）

●賃上げに係る支援【群馬県】

・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円（上限40人）を支給

【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

【事例】

●中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】

・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣

●農業資材等に係る支援【千葉県山武市】

・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記（R6補正～）

【速やかな事業実施に向けて】

- 国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- 11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- 関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- 地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

別添４

国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例

【事業ホームページにおける掲載例】

例①

「燃料費高騰による経済的負担の軽減を図るため、**国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金を活用し**、ガソリン等の購入に使える燃料券を配布します。」

例②

「物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、**国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用し**、水道料金の基本料金を全額減免します。減免対象者は・・・」

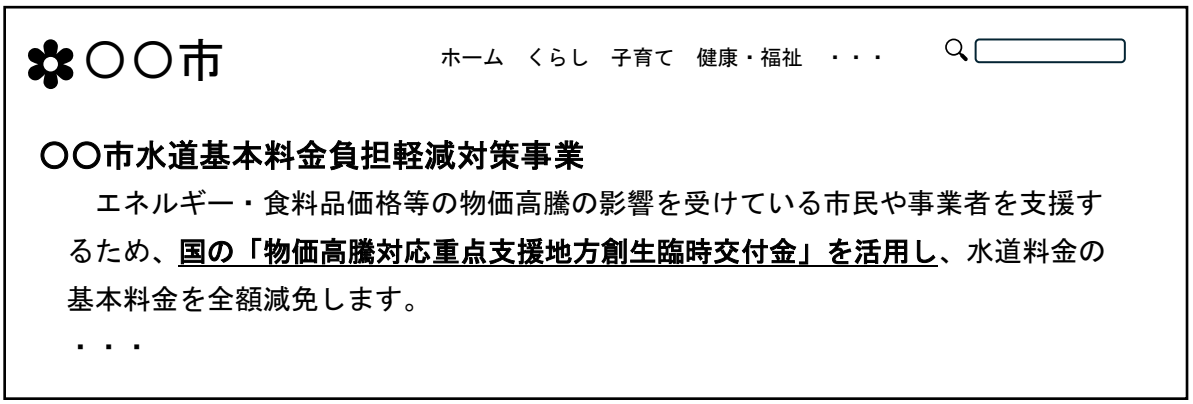

【事業リーフレットにおける掲載例】

例①

リーフレット内に「**この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています**」と記載。

例②

リーフレットタイトルを「**国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業／重点支援地方交付金活用事業**　〇〇町省エネ家電買替促進補助金」とする。

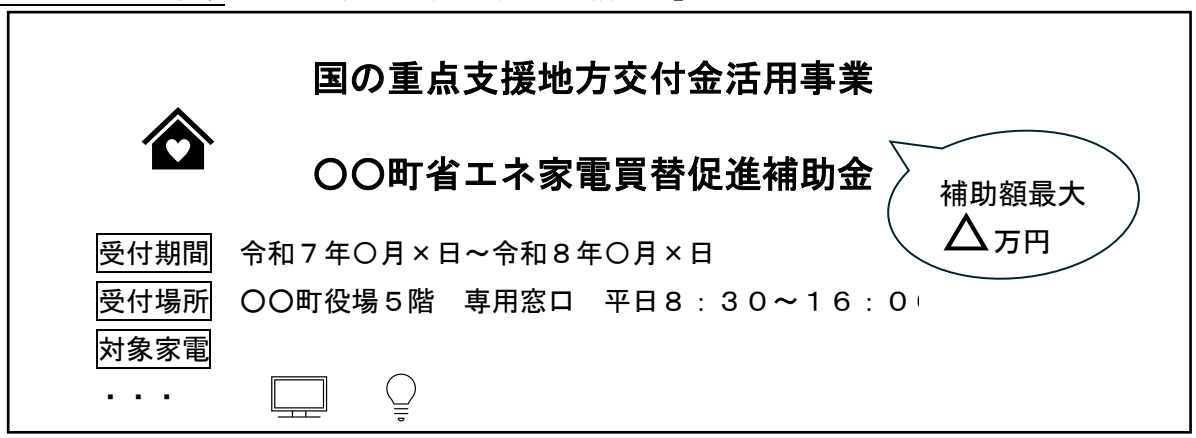

※この他上記以外の方法でも、国民の皆様に重点支援地方交付金を活用したことが伝わるよう、明記をお願いします。

別添2

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー
＜追加額　2.0兆円＞

○ 推奨事業メニュー2.0兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。
※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用状況調査

食材料費相当支援実施状況

実施都道府県数：47/47都道府県

１人当たりの支援額（中央値）：　入所系　4,000円　居住系　3,300円　通所系　1,000円

光熱水費相当支援実施状況

実施都道府県数：45/47都道府県

１人当たりの支援額（中央値）：　入所系　2,500円　居住系　2,000円　通所系　1,440円

１事業所当たりの支援額（中央値）：　訪問・相談系　11,850円

包括的支援（※）実施状況

１人当たりの支援額（中央値）：　入所系　3,850円　居住系　3,500円　通所系　3,050円

１事業所当たりの支援額（中央値）：　訪問・相談系　47,000円

（※）食材料費、光熱水費を含む複数の費用を包括的に対象とした支援事業を実施している場合

入所系：　施設入所支援
居住系：　自立生活援助、共同生活援助
通所系：　短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援
訪問・相談系：　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

障害福祉サービス事業所・施設に対する重点支援地方交付金を活用した支援事例①

都道府県による支援（宮城県）

【令和６年度宮城県障害福祉施設原油価格・物価高騰対策事業補助金】

（概　要）昨今の原油価格及び物価の高騰に伴い、冷暖房費・利用者の送迎に係るガソリン代・食材料費等のかかり増しが生じている障害福祉サービス事業所等を支援する。

（対象施設/給付額）

施 設 区 分	補 助 額
入所施設（共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練、短期入所）	16,000円/定員１人あたり
通所施設（療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、生活介護）	10,500円/定員１人あたり
訪問系事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助）	5,000円/車両１台あたり
相談系事業所（計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）	5,000円/車両１台あたり

市町村による支援（宮城県仙台市）

【令和６年度仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金（障害福祉施設分）】

（概　要）今般の食材費、光熱費等の物価高騰による福祉施設等の負担を軽減するため、福祉施設等において使用した食材光熱費等や、訪問サービス等においては利用者宅の訪問等に係るガソリン購入に要した費用について補助金を交付する。

（対象施設/給付額）

施 設 区 分	補 助 額	単位
入所施設（障害者支援施設、療養介護、短期入所（空床型を除く）、宿泊型自立訓練、共同生活援助、福祉ホーム）	光熱費等単価 6,400円 食材料費単価15,600円×稼働率	定員数
通所施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、日中一時支援事業）	光熱費等単価 3,200円 食材料費単価 3,800円×稼働率	
地域活動支援センター（地域活動推進センター、小規模地域活動センター）	光熱費等単価 3,200円 食材料費単価 3,800円×稼働率	
訪問サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）	5,400円	台数

（自治体ホームページ等を基に厚生労働省にて作成）

都道府県による支援（島根県）

【令和７年度 医療・介護・障がい福祉施設等物価高騰対策応援金（障がい福祉施設等分）】

（概　要）医療・介護・障がい福祉施設等において、エネルギー・食材価格高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められているなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、当該施設を運営する事業者等に対し、支援を行う。

（対象施設・サービス/給付額）

施 設 区 分	支給単価
施設入所支援（定員によって単価が変動）	168, 000円～504, 000円
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、短期入所、療養介護、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	42, 000円
共同生活援助（１棟あたりの単価）	84, 000円

（自治体ホームページ等を基に厚生労働省にて作成）

別添４

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用状況調査

食材料費相当支援実施状況

実施都道府県数：47/47都道府県

１人当たりの支援額（中央値）：障害児入所系　6,750円　　障害児通所系　7,500円

光熱水費相当支援実施状況

実施都道府県数：45/47都道府県

１人当たりの支援額（中央値）：障害児入所系　4,000円　　障害児通所系　3,500円

１事業所当たりの支援額（中央値）：　　障害児訪問系・障害児相談系　22,000円

包括的支援（※）実施状況

１人当たりの支援額（中央値）：障害児入所系　3,500円　　障害児通所系　4,000円

１事業所当たりの支援額（中央値）：　　障害児訪問系・障害児相談系　50,000円

（※）食材料費、光熱水費を含む複数の費用を包括的に対象とした支援事業を実施している場合

障害児入所系：	障害児入所施設
障害児通所系：	児童発達支援、放課後等デイサービス
障害児訪問系・障害児相談系：	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

障害児支援施設等に対する重点支援地方交付金を活用した支援事例①

都道府県による支援（宮城県）

【令和６年度宮城県障害福祉施設原油価格・物価高騰対策事業補助金】

（概　要）昨今の原油価格及び物価の高騰に伴い、冷暖房費・利用者の送迎に係るガソリン代・食材料費等のかかり増しが生じている障害福祉サービス事業所等を支援する。

（対象施設/給付額）

施 設 区 分	補 助 額
入所施設（障害児入所施設（福祉型））	16, 000円/定員１人あたり
通所施設（児童発達支援、放課後等デイサービス）	10, 500円/定員１人あたり
訪問系事業所（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）	5, 000円/車両１台あたり
相談系事業所（障害児相談支援）	5, 000円/車両１台あたり

市町村による支援（宮城県仙台市）

【令和６年度仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金（障害福祉施設分）】

（概　要）今般の食材費、光熱費等の物価高騰による福祉施設等の負担を軽減するため、福祉施設等において使用した食材光熱費等や、訪問サービス等においては利用者宅の訪問等に係るガソリン購入に要した費用について補助金を交付する。

（対象施設/給付額）

施 設 区 分	補 助 額	単位
入所施設（障害児入所施設（福祉型））	光熱費等単価　6, 400円 食材料費単価15, 600円×稼働率	定員数
通所施設（児童発達支援、放課後等デイサービス）	光熱費等単価　3, 200円 食材料費単価　3, 800円×稼働率	
訪問サービス（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援）	5, 400円	台数

（自治体ホームページ等を基にこども家庭庁にて作成）

都道府県による支援（島根県）

【令和７年度　医療・介護・障がい福祉施設等物価高騰対策応援金（障がい福祉施設等分）】

（概　要）医療・介護・障がい福祉施設等において、エネルギー・食材価格高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められているなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、当該施設を運営する事業者等に対し、支援を行う。

（対象施設・サービス/給付額）

施 設 区 分	支給単価
福祉型障害児入所施設（定員によって単価が変動）	168, 000円～ 504, 000円
医療型障害児入所施設（定員によって単価が変動）	168, 000円～ 504, 000円
保育所等訪問支援	42, 000円
居宅訪問型児童発達支援	42, 000円
放課後等デイサービス	42, 000円
児童発達支援	42, 000円
障害児相談支援	42, 000円

（自治体ホームページ等を基にこども家庭庁にて作成）

障害者自立支援機器等開発促進事業

（資料6）

令和８年度当初予算案０．７億円（0.7億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和７年度補正予算額　2.４億円

1 事業の目的

本事業は、**障害者の自立や社会参加等の促進に資する支援機器の開発及び普及促進の取組に対して補助**を行う。

支援機器の開発においては、市場が小さく個別的で多岐にわたる製品が求められることから、機器開発企業が着想段階から事業化を検討する際に支援するための人材を育成し、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図ることで障害に応じた機器開発が可能となるよう支援する。

普及促進の取組においては、支援機器の特徴や使い方等の情報を整理して広く情報発信することにより、支援機器の利用促進を図るとともに、実際に支援機器を使用してその効果を実証することを通じ、より障害者に適した製品となるよう改良を図り、支援機器を利用した障害者の社会参加等を促進する。

2 事業の内容

（1）ニーズ・シーズマッチング強化事業

多様化するニーズに応じたニーズリストを作成するとともに、障害者等や医療福祉専門職等の使用者が抱える要望（ニーズ）と、開発機関や研究者などの支援機器の開発者が保有している技術（シーズ）のマッチングを図る。

また、開発支援コーディネータ（製品化・事業化に向けた伴走支援者）を育成し、製品化・事業化を加速させる。

（2）自立支援機器開発事業

実用的な支援機器の開発を行う企業に開発費用の一部を補助する。

（3）支援機器普及啓発促進事業

障害者等が真に必要とする製品を選択し、適切に使用できるよう機器の特徴や使い方等を普及・周知することで支援機器の普及を加速させる。

（4）自立支援機器導入実証モデル事業

障害者等を雇用している企業等において実際に支援機器を導入し、その効果（試用効果及び改良の示唆）について実証を行うことにより、障害者等の就労支援を促進する。

障害者自立支援機器等開発促進事業

3 事業のスキーム

（1）ニーズ・シーズマッチング強化事業

開発プロセスを体系的に学ぶワークショップ

開発支援コーディネータ研修（伴走支援者の育成）

（支援者ルート）

（開発者ルート）

厳選された開発チーム

厳選ニーズリスト作成

ニーズ・シーズマッチング

ニーズ（ユーザー・支援者）

シーズ（開発・研究者）

（2）自立支援機器開発事業

支援機器の開発を支援

モニター評価を通じた開発・改良

（3）支援機器普及啓発促進事業

全国で製品化した機器の普及を促進

支援機器の情報を広く発信、障害者の適合や調整を実施

ニーズの把握・特定、コンセプト生成

試作機開発 、 実証実験 、 製品化

製品の普及

（4）自立支援機器導入実証モデル事業

厚生労働省

補助

民間団体

- 開発･企業と雇用企業等、マッチング支援
- 導入効果情報の集約及び効果を基にした普及･広報
- 支援機器の開発プロセスを備えた人材を養成

調整

報告

開発企業

◎支援機器の製造･改良

仲介者

◎実証評価の実施

◎適合のポイント、機器改良等のフィードバック

実証の場

Aチーム

Bチーム

Cチーム

4 実施主体

民間団体（公募）

5 補助率

（1）（3）（4）：定額（10/10相当）

（2）：中小企業２/３、大企業・公益法人１/２（※製品種目特定型事業は初年度のみ10/10）

ニーズ・シーズマッチング交流会2025

＜交流会参加者数＞

（人）

	作る人	使う人	合計
出展者	255	31	286
来場者	288	365	653
合計	543	396	939

・支援機器の普及を目的とした地域の取り組みを紹介

・開発企業と来場者の交流を促進

新たな地域支援ネットワークの構築